

# 妻鳥陵墓参考地出土品再整理報告—総括篇—

土屋隆史 清喜裕二

## はじめに

愛媛県四国中央市妻鳥町字春宮山に所在する妻鳥陵墓参考地(遺跡名称 東宮山古墳。以下、「当参考地」という)から出土した遺物について、これまでに複数回に渡って報告してきた(『書陵部紀要』第23号〔1971年〕、『書陵部紀要』第68号〔陵墓篇〕〔2017年〕、『書陵部紀要』第72号〔陵墓篇〕〔2021年〕(以下、本誌第23号、68号、72号と呼ぶ))。本誌第68号の報告は、同第23号で報告された遺物を近年の研究視点をふまえながら再報告したものであった。また同第72号の報告では、当庁の管理地内で新たに確認された木箱(以下、木箱と呼ぶ)に収められていた金属製品等が当参考地出土品である可能性が高いことを示した。

同第72号の際にも言及していたが、木箱に収められていた金属製品等は、同第68号で報告したものと接合関係が確認された。さらにその後も整理作業を進めたところ、従来、「紀州カマヤマ」出土品として当庁で管理されてきた遺物と、木箱に収められていた金属製品等に接合関係があることを、新たに確認した(第1表)。これら一連の作業により、当参考地出土品の全体像がかなり明確化してきたことから、本稿ではこれらの見解を統合し、総括篇として当参考地出土品を報告しようとするものである。

(土屋隆史)

## 1. 出土品の来歴

### (1) 木箱に収められていた金属製品等

本誌第68号で報告したとおり、当庁において当参考地出土品として管理してきたもの(当庁の函棚箱番号:B4-0-1～B5-1-1)は、明治27年(1894)3月20日、21日に出土したものである。

また、木箱に収められていた金属製品等は、同じ木箱に収められていた紙資料の中に、大正13年から14年(1924～1925)にかけての愛媛県農工銀行広報紙、大正13年の宇摩向上協會の文書、昭和2年(1927)8月26日の京都日出新聞が確認されたことから、明治27年に出土した遺物が妻鳥村で大正13年頃まで保管され、昭和2年に京都の宮内省匠寮出張所(現在の宮内庁京都事務所)を経由して、東京の宮内省に送られたものと推定した。

その後、木箱に収められていた紙資料は、当庁書陵部図書課修補係において修補していただいた(図版1-1～3)。修補の過程で、「大正八年」、「妻鳥村役場森實辯一」の記載があり、「愛媛縣宇摩郡妻鳥村長鈴木道之助印」と押印された紙資料を確認した(図版1-3)。これは大正8年の妻鳥村役場の反古紙であろう。この紙資料により、木箱が妻鳥村役場とかかわりがある可能性がより高まった。

また、新たに木箱と関連する公文書を確認したため、紹介する。「大正十五年 八 妻鳥陵墓参考地出土品本寮収納の件」『考証録補遺昭和15年』(宮内庁書陵部陵墓課課陵墓調査室行政文書)では、諸陵寮と愛媛県宇摩郡妻鳥村役場との間で交わされた文書(妻鳥村役場から送られた文書と、それに対する諸陵寮の返書の起案文書)が綴じられている。ここでは、これらを古い順に並び変えて紹介する。

・大正十五年七月三日考受第八六号 妻鳥村長高橋武男から山口宮内事務官宛

拝啓 五月二五日附御発送の御書面に依り當役場へ御照会之有候 當役場へ残存致居候御陵よりの御遺物は土器破片少々御剣等の破片之可有候が別に元形の御遺物等之無候左様御承了置被下度 尚御遺物に対する破片は當役場に充分誠裏致保存致居候條他の古墳等の発見物と混同致し不居 當場には他発見物器は一個も之無候之も御承了被下度候 若し其の破片にても御参考に相成申候へば郵便にても御送附置可候條御回報被下度候

大正十五年六月三十 妻鳥村長 高橋武男 山口宮内事務官様

・大正十五年七月七日考發第八六ノ一号 大正十五年七月五日立案 諸陵頭から妻鳥村役場 愛媛県宇摩郡宛

照会 妻鳥村御陵墓参考地發見、貴村御保管ニ係ル古器物悉皆御輸送相成度及依頼候也 追而右輸送ニ際シテハ破損致サザル様特ニ御留意有之度同時ニ輸送費御請求相成度

・大正十五年七月七日考發第八六ノ二号 大正十五年七月五日立案 諸陵頭から妻鳥村御陵墓参考地管守嘱託佐藤重良宛 按

照会 御陵墓参考地發見妻鳥村村役場保管ニ係ル古器物今般本寮ニ輸送可致旨村役場へ依頼致候ニ付右輸送ニ際シ御立會相成度

・大正十五年七月十七日考受第八六ノ三号 妻鳥村發第二三一號 大正拾五年七月拾四日 愛媛縣宇摩郡妻鳥村役場から諸陵寮宛

本月七日付考第八六ノ一號ヲ以テ御照會相成候本村保管ニ係ル古器物悉皆輸送方ノ件本日鉄道便ヲ以テ御送付申上候條御査収相成度候也 追而小物ハ古新聞紙ニ包ミ置候間御開函ノ節御注意相成度申添候

・大正十五年七月二十日考發第八六ノ四号 大正十五年七月十九日立案 諸陵頭から愛媛縣宇摩郡妻鳥村々役場宛 按

第1表 接合資料一覧

品目	紀要第72号 (木箱の金属製品)	紀要第73号
頬当	図面なし	第5図34
衝角付胄	第59図21	第4図33
大刀	図面なし	第7図76
	第59図23	第7図78
	第59図24	第7図79
	第59図26	第7図81
	小刀	第7図83
鉄鎌	第59図5	第7図85
	第60図34	第10図124
	第60図53	第10図131
	第60図58	第10図134
平胡簾金具	第61図147	第13図207
	第61図148, 150	第13図208
鉄鉾	第61図103	第14図211
	第61図101, 104, 105	第14図213
環状辻金具 鉢状辻金具	第61図123左	第16図240
鎧	第61図124	第16図256
	第61図138	第17図257
	第61図140, 141	第17図273
	第61図142	第17図274
	第61図143	第17図276
	第61図132	第17図278
刀子	図面なし	第19図294

第2表 妻鳥陵墓参考地出土品の報告番号

品目	紀要第73号	紀要第72号	紀要第68号	紀要第49号	『武器 武具 馬具』
鏡 内行花文鏡	第1図1		第12図2		
	広帶二山式冠	第2図2~11	第61図152~160	第13図3	
	耳環	第3図12~13		第14図4~5	
	青銅鈴	第3図14		第14図6	
	銀製平玉	第3図15~17	第61図162	第14図7~8	
	切子玉	第3図18~24		第14図13~19	
	棗玉	第3図25		第14図9	
	管玉	第3図26~28		第14図10~12	
	丸玉	第3図29	第61図161		
武具・武器	衝角付胄	第4図32~33	第59図21	第15図20	49, 64
	頬当	第5図34~35			93
	小札	第6図36~63	第59図6~20		
	大刀・小刀	第7図64~86	第59図22~26		88
	三葉環頭	第8図93~94		第16図21, 22	48
	捩り環頭	第8図95			
	象嵌をもつ大刀装具	第9図96~103	第61図107~115		
	鉄鎌	第10図104~134 第11図135~200 第12図201~205	第60図27~96		92
	平胡簾金具	第13図206~210	第61図146~151	第2図9	65
	鉄鉾	第14図211~224	第61図97~106		
	石突	第14図225~228			89~91
馬具	衡・引手	第16図229			94
	鏡板	第16図230~238	第61図116~120	第17図23~26	第11図1 66
	無脚雲珠	第16図239		第17図29	第11図2 50, 71
	環状辻金具	第16図240~242	第61図123		
	鉢状辻金具	第16図254~256, 244~251	第61図121~122, 124~130	第17図27~28	51~52
	鉤具	第16図243	第61図145		96
	飾金具	第16図252~253	第61図144	第7図 1~2	
	鐙	第17図257~286	第61図131~143		68~69
	馬鐸	第18図287~291		第18図30~31 第19図32~34	53
農工具	斧	第19図292	第59図1		
	刀子	第19図293~297	第59図2~5		
	須恵器	第20図298~305		第20図35~42	
	その他	雲母片 石材・粘土塊	第3図30~31 図面なし	第61図163~164	

〔凡例〕紀要第72号：清喜裕二・土屋隆史2021「妻鳥陵墓参考地駒形制札改修工事に伴う立会調査 附 金属製品ほか出土品の整理報告」『書陵部紀要』第72号〔陵墓篇〕宮内庁書陵部、紀要第68号：清喜裕二・横田真吾・土屋隆史2017「妻鳥陵墓参考地埴丘外形調査および出土品調査報告」『書陵部紀要』第68号〔陵墓篇〕宮内庁書陵部、紀要第49号：清喜裕二1998「福井県西塙古墳出土品調査報告」『書陵部紀要』第49号 宮内庁書陵部、『武器 武具 馬具』：宮内庁書陵部1985『出土品展示目録 武器・武具・馬具』

本月十四日御發送相出候古器物一箱正ニ入手致候間此段及御通報候 追而輸送費ハ早速別送可致候  
・大正十五年七月二十日考發第八六ノ四号 大正十五年七月十九日立案 諸陵頭から妻鳥村御陵墓参考地看守嘱託佐藤重良宛 按

本月七日附考發八六ノ二号ヲ以テ輸送方依頼致候妻鳥村御陵墓参考地發見古器物今般入手致候間此段及通報候

以上の内容から、当参考地出土遺物が妻鳥村役場で保管されているという情報を得た諸陵寮が、大正15年5月25日付で妻鳥村役場に照会し、遺物を鉄道便で送ってもらったということがわかる。古器物を一箱に入れて送った、土器や剣の破片を含むなどとあることから、これらは木箱に収められた金属製品等を指すとみて相違ないであろう。他の古墳からの出土品と混ざってもいないようであるから、全て当参考地出土品であると確定することができる。

このように、当参考地出土遺物が妻鳥村で大正15年7月14日まで保管され、大正15年7月19日に諸陵寮に到着したことがわかる。昭和2年(1927)8月26日の京都日出新聞は諸陵寮に到着した後に入れられたものであるようだ。この遺物がなぜ妻鳥村で保管されていたのかについては、現在のところ不明である。

(土屋)

## (2) 出土地不明品

当庁が管理する遺物の中に、「紀州カマヤマ」という紙が貼られた箱の中に収められてきた遺物がある(函棚番号:K1-1-1~K1-4-5)。また、従来、福井県西塚古墳出土品(函棚番号:E1-1-1~E3-3-4)とされてきたが、本誌第63号に掲載した来歴調査によって、西塚古墳出土遺物から除外すべきものとされた金属製品も一定数ある<sup>(1)</sup>。

整理作業の結果、これらの一部が、木箱の金属製品と接合した。接合資料一覧は第1表のとおりである(木箱の金属製品は保存処理がされていないため黄色く、図版でも区別が容易である)。接合した資料については、当参考地出土品とみて問題ないであろう。特に「紀州カマヤマ」とされた金属製品は、当参考地出土遺物と形態的特徴が一致するものが含まれていること、考古学的にみて近い製作年代が推定されることなどから、接合関係がないものについても当参考地出土品である可能性が高い。一方、西塚古墳出土遺物から除外すべきものは、一部が接合関係により当参考地出土品であることが確定したが、砥石や鉄斧は岡山県千足・榎山古墳出土品であることが判明しており、全てが当参考地出土品と確定した訳ではない。本誌第63号p.15第4図6に掲載した三角穗式鉄鋒など、当参考地出土品である可能性があるものの、依然として帰属が確定できないものもある。これらについては、今後の課題である。

これらの見解をふまえて、最終的に当参考地出土品であると考えられる遺物は、第2表のとおりである。なお、「紀州カマヤマ」出土とされた遺物の形成過程については、不明である。「紀州カマヤマ」という紙が貼られた土器片(函棚番号:K1-1-8)が1点みられるが、この土器片と近い場所で保管されてきたものがまとめて「紀州カマヤマ」出土とされた可能性が考えられる。

(土屋)

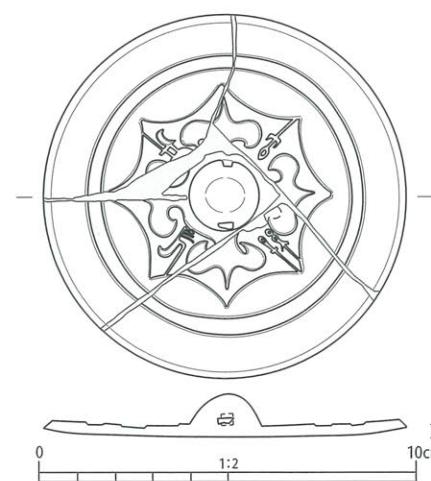
## 2. 出土品の種類と所見

以下に出土品の種類と所見について記述する。本誌第23・68・72号に掲載したものは第68・72号から実測図を再掲するが、紙幅の都合上、内容に大きな補足・変更等がない場合は記述と図版を省略、あるいは最低限に留めることとした。

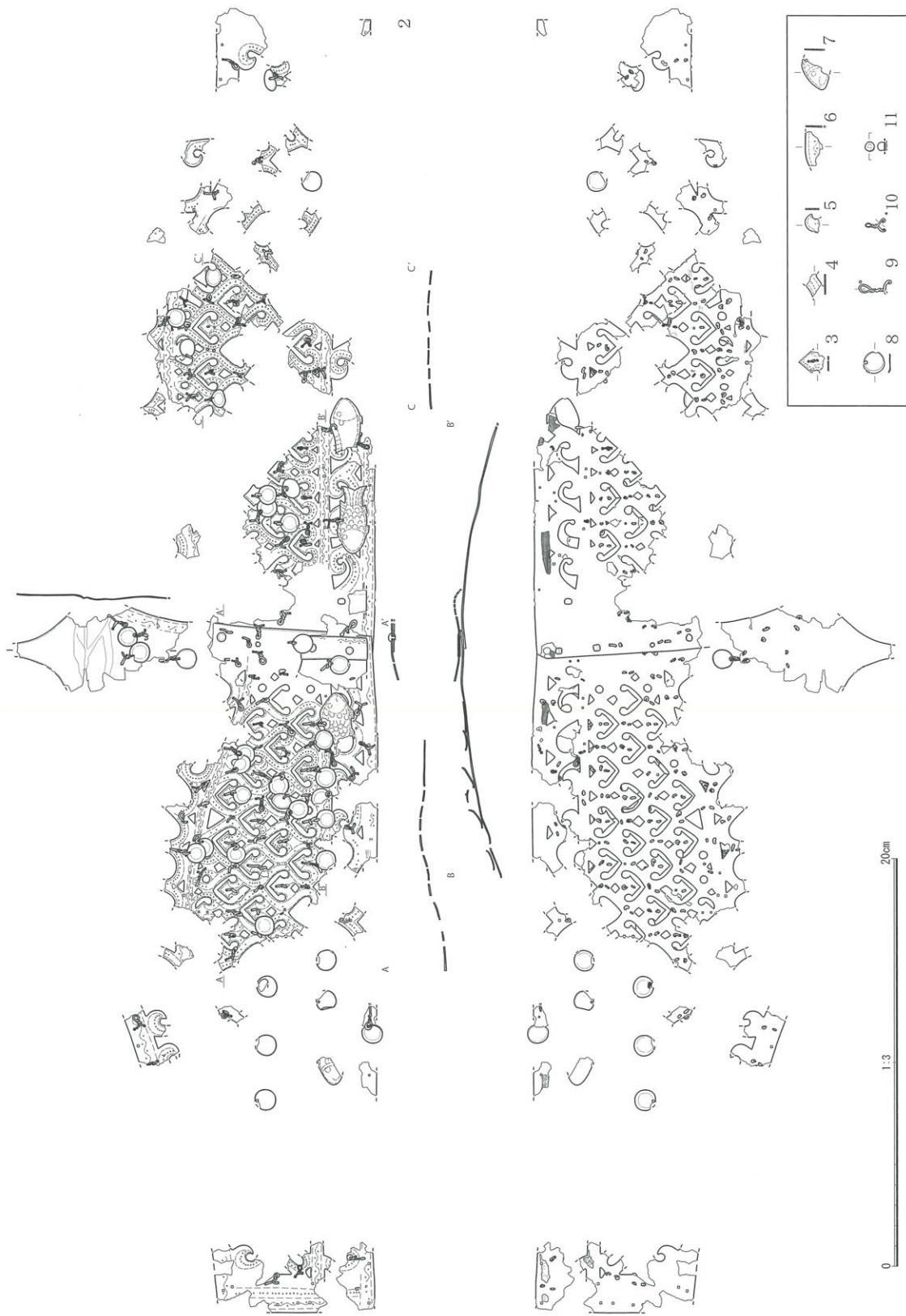
### (1) 鏡

#### ①内行花文鏡(第1図1)

鈕坐に蝙蝠文をもち、弁間には装飾的な「長宜子孫」の銘



第1図 妻鳥陵墓参考地 出土品実測図(1)  
内行花文鏡(1/2)



がみられる。伝世した後漢鏡であると考えられる。

## (2) 装身具

### ①広帯二山式冠 (第2図2~11)

帯部が広く、二つの山をなす形態の広帯二山式冠である。双葉文を彫金した剣菱形透かしをもつ帶部と、円形・魚形歩搖が装着される点が特徴である。

### ②耳環 (第3図12~13)

直径約2cm、厚さ約2mmの小型の耳環である。材質は、肉眼観察によると、銀の芯材に鍍金したものである可能性が考えられる。

### ③青銅鈴 (第3図14)

鋳造製の青銅鈴であり、内部には石丸を有する。

### ④銀製平玉 (第3図15~17)

15、16は従来、当参考地出土品として管理されてきたものである。これに加えて、金属製品等が収められた木箱から、銀製平玉の破片が確認された(17)。どれも、断面台形の材を2つ合わせ、蠟付けしたものである。16と17は、現状、明確な接合関係を認めることができないが、それぞれ材の片方だけであることから、もともと同一個体であった可能性がある。

### ⑤切子玉 (第3図18~24)

水晶製であり、7点が確認できる。

### ⑥棗玉 (第3図25)

琥珀製であり、1点が確認できる。

### ⑦管玉 (第3図26~28)

碧玉製であり、3点が確認できる。

### ⑧丸玉 (第3図29)

コバルトブルーのガラス製であり、中央の孔に糸を通して用いる丸玉であったと考えられる。

## (3) 雲母片 (第3図30~31)

1cm前後の雲母片(白雲母の結晶片)が多数確認できる。雲母は古墳時代後期の横穴式石室を埋葬施設とする古墳、そして5~6世紀頃の新羅の古墳から多く確認されており、喪葬儀礼の中で用いられたものと考えられる。

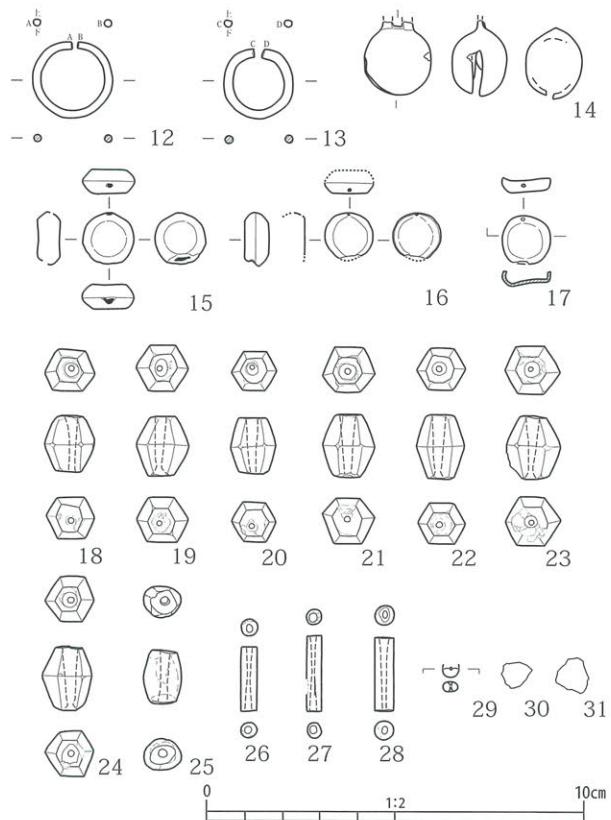
(土屋)

## (4) 武具・武器

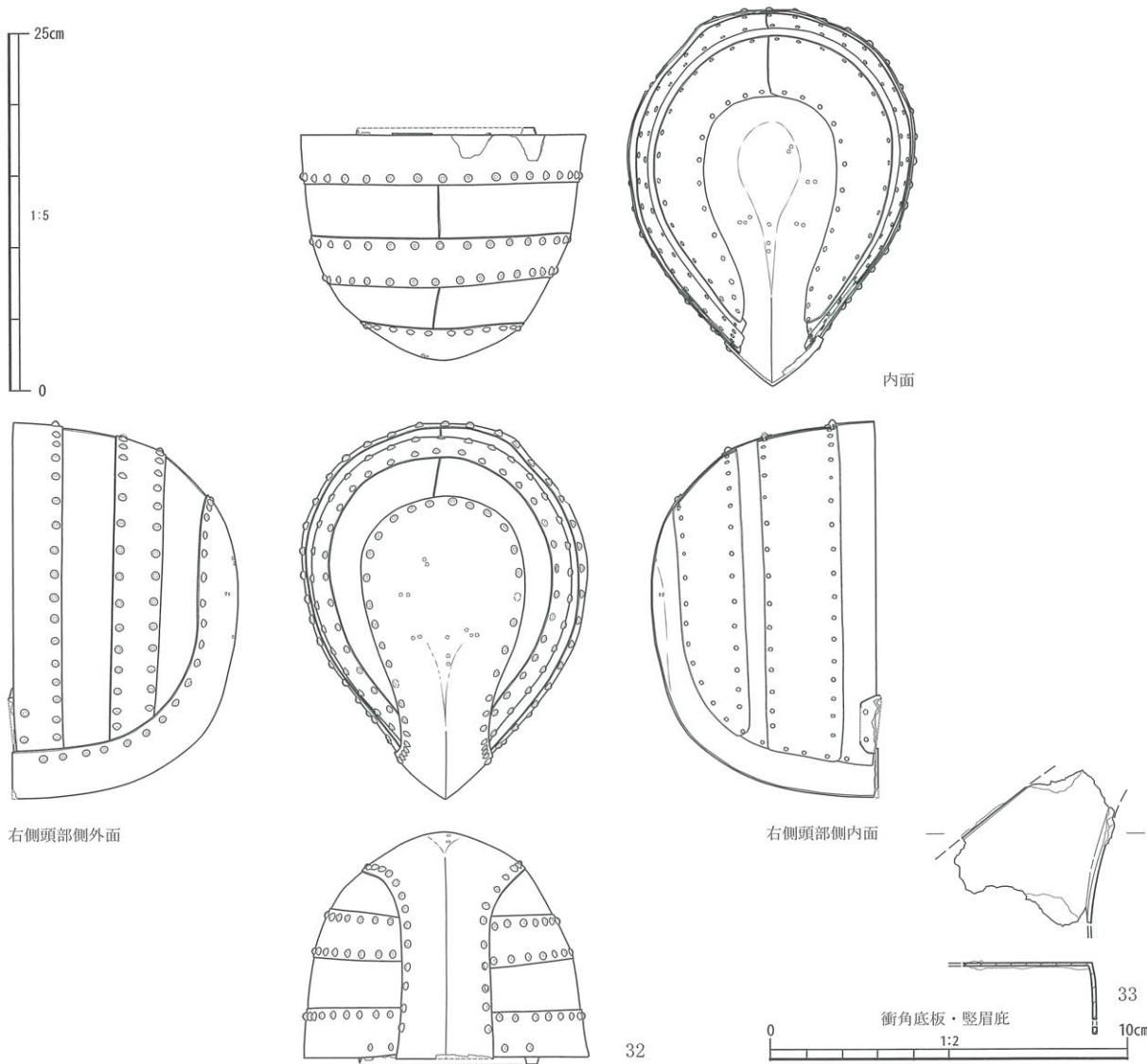
### ①横矧板鉄留衝角付冑 (第4図32~33、図版12~4)

伏板・地板第1段・胴巻板・地板第2段・腰巻板からなる5段構成の横矧板鉄留衝角付冑である。X線写真を見る限りでは、腰巻板の後頭部付近に鉄の装着孔のような痕跡がみられるが目視では確定に至らない。後述の小札は数量的には鉄の可能性もあるが、推測にとどまる。また、欠けていた衝角底板・豎眉庇について以下の所見が得られた。第4図33に図示したとおり、平面形態としては生きの2辺が確認されるが、それぞれ平行することなく図では右上方にむかって両辺は接近して、左下方に向かって離れる関係にある。断面形態としては、平らな鉄板の一辺が約2cmの幅で90°屈曲して端部至り、端部には残存範囲において4箇所の穿孔が認められる。またこの屈曲部は平面的には緩やかに湾曲している。これらの諸特徴から、図示した破片は衝角付冑の左前額部付近に接合する衝角底板・豎眉庇の一部と考えられる。

(清喜裕二)



第3図 妻鳥陵墓参考地 出土品実測図(3)  
耳環・鈴・玉・雲母(1/2)



第4図 妻鳥陵墓参考地 出土品実測図(4) 横矧板鉢留衝角付冑(1/5・1/2)

## (2) 頬当 (第5図34~35、図版1~3・4)

2点がある。34で本誌72号の報告対象であった木箱内の破片と接合関係が確認されることから、当参考地出土であることが確定できる。34は長さ14.8cm最大幅13.8cm、35は長さ15.1cm最大幅13.7cmを測る。両者とも一部を欠くが全体の形状を把握でき、平面形態は2点ともおおまかに椀形を呈している。上辺は少し内側に湾曲し、下辺は外側に湾曲しているが、34はやや角張っており、細部の形態は両者で異なっている。断面形態は縦・横ともに内側に緩やかに湾曲している。穿孔は2箇所が1対となるものが上辺に3箇所、左右両辺の上方に各1箇所の計5箇所に見られる。左右両辺の中央から下方には、欠損箇所があるもののそれぞれ間隔をあけて2箇所の穿孔があり、下辺中央付近には3箇所が1対となる穿孔が確認できる。内面には織物の付着が確認され、特に35ではよく残存している。一部は外面にも回り込んでいる。

(清喜)

## (3) 小札 (第6図36~63、図版2~1)

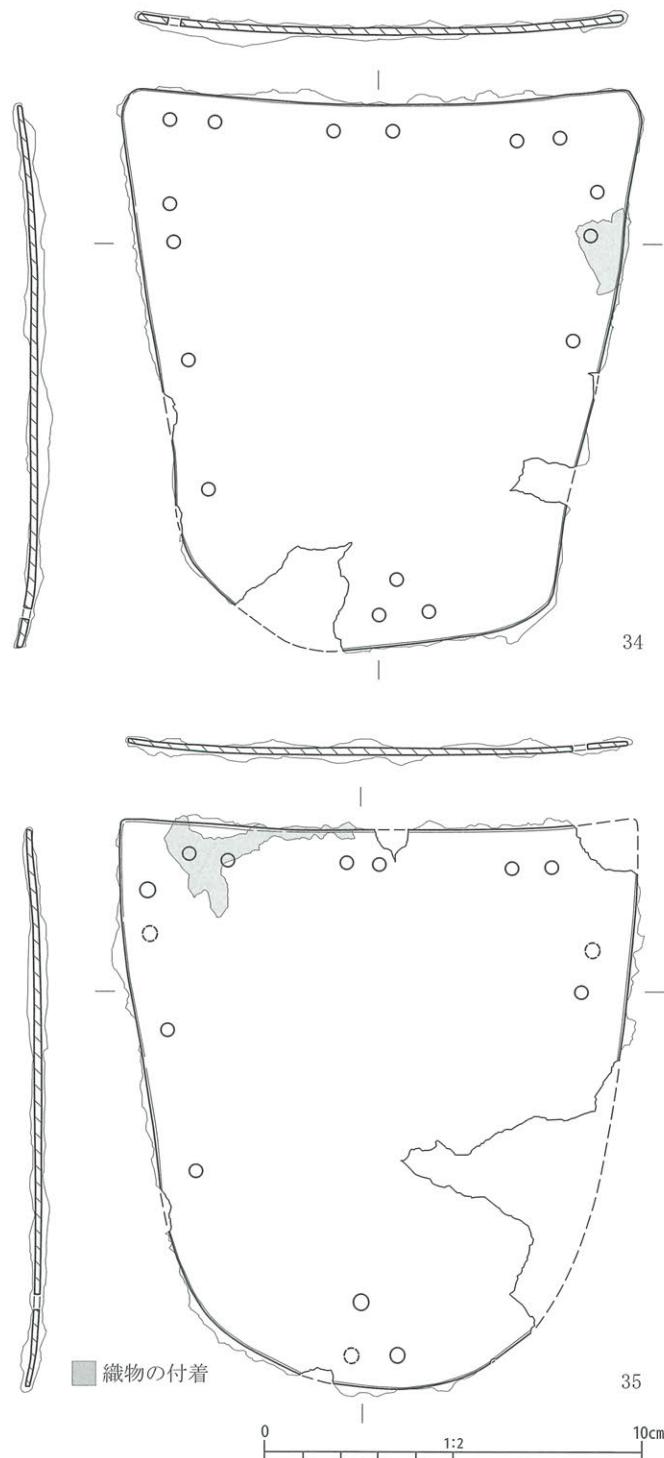
小札は、完形の個体が少なく不明な点が少なくない。ここでは、本誌第72号第59図に掲載したものに加えて、「紀州カマヤマ」出土品の中に含まれている小札も実測図を作成して新たに提示した。主な分類は前稿を踏襲したほか、新たに接合したものや所見を得たことで、掲載の天地などを変更したものもある。

A類 辺の一部に丸みをおびながら、おおむね長方形を呈する形態が考えられ、断面がごく緩やかに湾曲

するか、端部が屈曲する特徴をもっている。完形品がなく、長さは不明だが、幅は3.5cm(36～39、46・48)と3cm(40・41)の2種類に分かれる。下辺中央に1箇所の穿孔と、左右各辺の下方に縦3箇所での穿孔を基本とするようである(36～40)。2箇所と考えられるものもあるが破片であるため判断が難しい(41・42)。43～45・47・49もA類の一部と考えられよう。そのほか、幅2.5cmでさらに狭いものもある(54)。形態上の特徴はA類に近似しており、サイズ違いでA類を構成するものかもしれない。

**B類** 長さが5～6cm前後、幅が2cmでまとまり、上辺がやや尖り気味に成形されるもので、完形品を含み、比較的残存状態が良好といえる(50～53)。A類よりも厚みがあり、端部の屈曲などはみられない。4点が確認され、下辺中央に1箇所の穿孔と、左右各辺の下方に縦3箇所での穿孔があり、A類と穿孔配置は同じようである。さらに左右各辺の上方では縦2箇所の穿孔があり、縫孔であろうか。

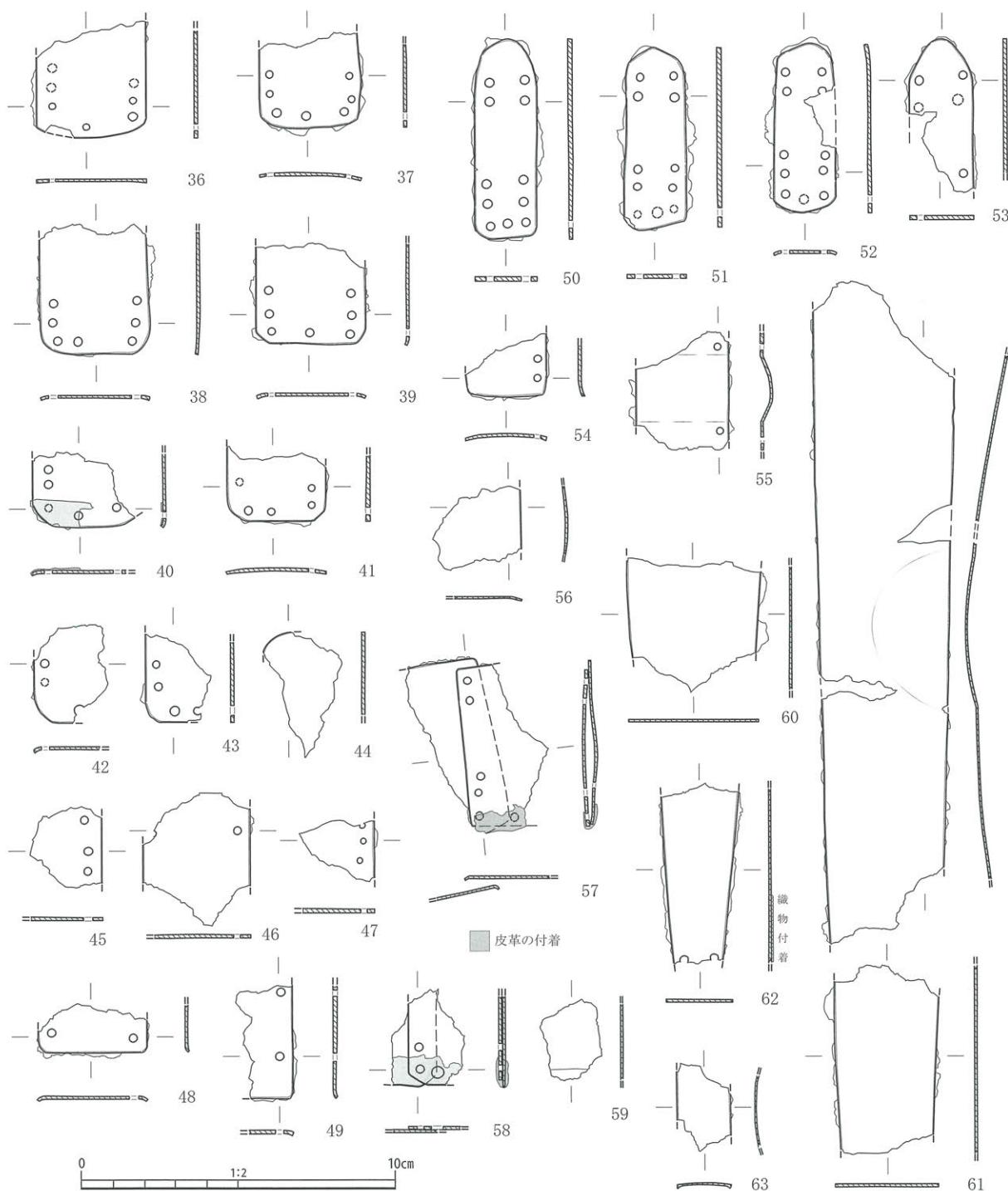
そのほか、A・B類に含まれないものもある。55は、幅3cmを測り、両端を欠くが中央部付近が内側に湾曲する形態的な特徴がある。藤ノ木古墳ほかの出土例で「草摺裾札」とされるものに類似している<sup>(2)</sup>。56は破損部分が多いが、55と同様の形態をもつ可能性がある。57・58は、2枚の小札が連接した状態のものである。どのように綴じられているかは不明であるが、端部に覆輪が認められる。60～62は、図上で上から下に幅を減じる形態をもち、便宜上小札の中で記述する。60・61下半・62が「紀州カマヤマ」出土品である。61上半の大きな破片は本誌第63号で西塚古墳出土遺物



第5図 妻鳥陵墓参考地 出土品実測図(5) 頬当(1/2)  
から除外すべきものとした破片であり(図版12-5)、特徴的な形態から当参考地出土品である可能性が高い。長軸方向に彎曲する。61下半は上半と接合関係はないが、その幅から近い位置関係と考えられる。60は61と同じ幅の破片であることから別個体であり、少なくとも同形態のものが2点あったと考えられる。穿孔が確認できるのは62の下端2箇所だけである。63は、幅1.7cmを測る板状片である。湾曲する形態をもち、小札の可能性があるため掲載した。薄手の作りであり、別器種の一部である可能性も考えられる。(清喜)

#### ④大刀(参考資料含む)・小刀(第7図64～92、図版3-1、4-1～2)

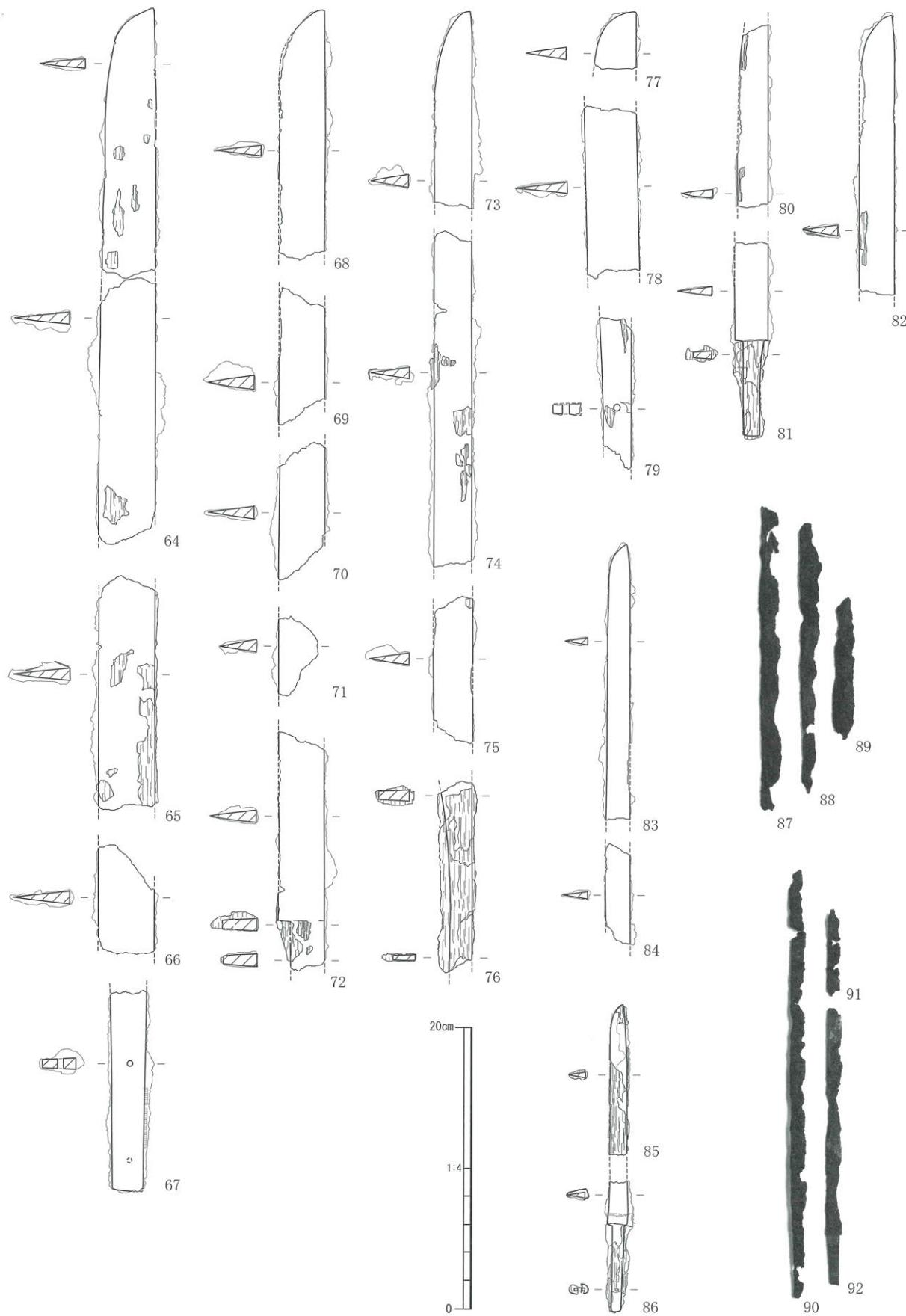
本誌第72号で報告した木箱内の金属製品破片に含まれる刀の破片と『出土品展示目録 武器 武具 馬具』



第6図 妻鳥陵墓参考地 出土品実測図（6）小札（1/2）

における出土地不明（「紀州カマヤマ」出土品）の刀で接合したものがあり、その個体を含めてこれらが一括で当参考地出土品と考えられる。

整理の過程で個体識別を行い、その結果を第7図の配列に反映している。整理の結果、切先もしくは切先に極めて近い刀身部の破片6点、茎および茎を含む刀身部の破片5点を確認した。切先と茎の数に大きな齟齬がないことから、まず個体数に6点という目安を得たが、これに加えて刀身部について幅や鎧の状態の近似などから分類を行った結果、刀身部の破片はすべて目安の個体数の中に納まると考えられた。このことから、少なくとも6個体が副葬されていたと推定できる。



第7図 妻鳥陵墓参考地 出土品実測図(7) 大刀・小刀(1/4)

なお、同一と推定される各個体の中での切先を除く刀身部各破片の配列については、接合関係が不明なため、破片どうしの位置関係は鋸の状況等から推定して報告者が任意に配列したものである。特に茎は刀身部幅がわかるもの、あるいは近似する幅の刀身部をもつ個体に帰属すると考えられるが(個体2:第7図72、個体5:第7図81)、刀身部の情報がないものについては同一個体であるかどうかの判断は難しく、試みに刀身部幅の広さに応じて、茎幅の広いものから対応させている。この点も挿図をレイアウトする上での任意の配列であり、必ずしも同一個体であることを示しているものではない点に注意いただきたい。

**大刀** 64~67を個体1と推定している。全長は不明であるが、破片の長さの合計は約77cm(うち茎の残存長14.2cm)である。切先に強いふくらをもつ。刀身部幅は最大で4cmを測り、断面は長三角形である。関部は残存していない。茎は先細りとなり、断面は長方形に近い台形を呈し、茎尻の形態は平らである。直径4mmの目釘孔が6.4cmの間隔で2箇所確認できる。刀身部、茎ともに鞘材や把材が所々に残存している。把には銀線などが巻かれていた痕跡が残る(図版12-2)。6点の中でもっとも大きな大刀と考えられる。

68~72を個体2と推定している。全長は不明であるが、破片の長さの合計は約60cm(うち茎の残存長3.5cm)である。切先はやや弱いふくらをもつ。刀身部幅は最大で3.3cmを測り、断面は長三角形である。直角関で深さは9mmである。茎は一部が残存するのみで、断面は長方形に近い台形を呈する。目釘孔は不明である。刀身部、茎ともに鞘材や把材が所々に残存しており、特に把材は厚めに残る。あわせて、関部周辺に緑青の付着が顕著である(図版4-3)。69の背側には彫金の痕跡と思われるものがみられる(図版12-3)。あわせて、72には茎には緑青の付着が顕著であるとともに金銅板の細片(冠の魚形歩搖)の付着痕跡も確認できる(図版4-1)。

73~76を個体3と推定している。全長は不明であるが、破片の長さの合計は約62cm(うち茎の残存長13.5cm)である。切先は弱いふくらをもつ。刀身部幅は最大で2.7cmを測り、断面は長三角形である。関部は残存しないが、茎が刃部側に緩やかに広がることからナデ関と考えられる。茎尻も欠損のため形態などは不明である。断面は長方形に近い台形を呈する。目釘孔は認められない。刀身部、茎ともに鞘材や把材が所々に残存しており、特に把材は厚めに残る。

77~79を個体4と推定している。全長は不明であるが、破片の長さの合計は約32cm(うち茎の残存長10.7cm)である。切先は強いふくらをもつ。刀身部幅は最大で3.7cmを測り、断面は長三角形である。関部は残存しない。茎が刃部側にごく緩やかに広がるが、関の形状は決しがたい。茎尻も欠損のため形態などは不明である。断面は長方形に近い台形を呈する。目釘孔は直径5mmのものが1箇所確認できる。刀身部、茎には鞘材や把材がわずかに残存する。

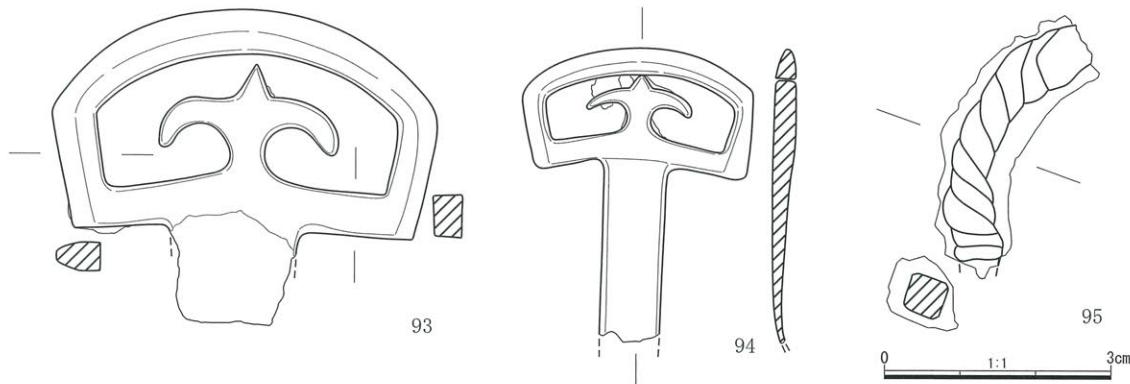
80~81を個体5と推定している。全長は不明であるが、破片の長さの合計は約30cm(うち茎の長さ6.8cm)である。切先は弱いふくらをもつ。刀身部幅は最大で2.2cmを測り、断面は長三角形である。関部は両関で、刃部側が深さ6mm、背側が深さ3mmを測り、ともに直角関である。茎は直線的に伸び、背側にごく緩やかに広がる。茎尻の形態は平らである。断面は長方形に近い台形を呈する。目釘孔は認められない。刀身部、茎には鞘材や把材が残存しており、特に把材は一定の立体感をもって残存する。

82を個体6と推定している。全長は不明である。切先は弱いふくらをもち、刀身部の19.8cmが残存するのみである。刀身部幅は最大で2.5cmを測り、断面は長三角形である。鞘材がわずかに認められる。

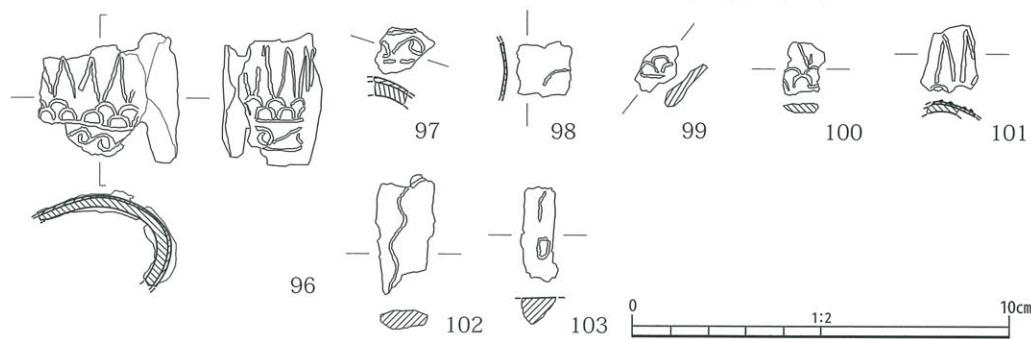
**小刀** 細身で長く直線的刀身部をもつものを小刀として、大刀とは区別する。2個体を確認した。個体識別の過程は大刀と同じである。

83・84は同一個体の刀身部と推定される。破片の長さの合計は約27cmである。切先は弱いふくらをもち、背側は丸みをおびている。刀身部幅は最大で1.7cmを測り、断面は長三角形である。鞘材はほとんど認められない。

85・86は同一個体の刀身部と茎部と推定される。破片の長さの合計は約20cmである。切先は弱いふくらをもち、刀身部は内反りとなる。刀身部幅は1.2cmであるが、関付近で広がり最大で1.4cmを測る。断面は長三角形である。関部は両関で、刃部側が深さ4mm、背側が深さ2mmを測り、ともに直線的なナデ関で



第8図 妻鳥陵墓参考地 出土品実測図(8) 柄頭(1/1)



第9図 妻鳥陵墓参考地 出土品実測図(9) 象嵌をもつ大刀装具(1/2)

ある。茎は6.1cmを測り、幅8mmの等幅で直線的に伸びる。茎尻の形態はおおむね平らである。断面は長方形を呈する。直径2mmの目釘孔が1箇所認められる。刀身部、茎ともに鞘材や把材が比較的厚みをもって残存しているが、鞘口部分に幅5~6mmの帯状にくぼんでおり、何かしら装具の痕跡を示すものであろう。また、鞘材・把材の上から皮革でくるんだような状態も観察される(図版4-1~2)。

**参考資料** 87~89は『出土品展示目録 武器 武具 馬具』における出土地不明品(「紀州カマヤマ」出土品)である。現状で表層部がすべて剥離した状態にあり、接合関係なども不明であるため積極的に当参考地の出土品と考える根拠はないが、近い番号が付されていた経過を考慮して参考に写真で掲載した。現存長は、87が43.1cm、88が38.3cm、89が20.1cmを測る。

90~92については単独の木箱に収められているもので、それぞれに番号を付しているが、既に折損・剥離が進んでいる状態のものであるため、写真では接合関係や同一個体なのか、別個体なのかも判然としないところが多い。木箱への梱包に使われている新聞紙が昭和2年9月5日・7日付け大阪朝日新聞であり、本誌第72号で報告した木箱の梱包に使われていた京都日出新聞の日付と近いことから、受け入れ時の取扱いで何らかの共通点もあり得る。現在のところ当参考地の出土品である積極的な根拠はないものの、87~89同様、参考に掲載した(図版12-6)。

(清喜)

##### ⑤三葉環頭(第8図93~94、図版5-1)

中心飾に三葉文をもつ金銅製の環頭部である。これらは大きさの異なる「母子大刀」であり、新羅製の可能性が高い。茎の幅からみて、小型の環頭部は小刀(86)に装着されていたと考えられる。(土屋)

##### ⑥捩り環頭(第8図95、図版5-1)

「紀州カマヤマ」出土として管理されてきた遺物である。従来、鉸具と認識されてきたが、X線透過撮影写真を撮影したところ、捩りが確認されたことから、捩り環頭であると判断した。大刀の把頭の頂部平坦面に装着されるものである。

現状は鉄製にみえるが、元々は金あるいは銀張があった可能性もある。およそ半分が残存しており、把頭頂部平坦面の装着孔に差し込まれる茎部と捩り部が確認できる<sup>(3)</sup>。捩り部の現存高3.0cm、芯の径は0.5cm

である。捩り部の芯は鉄を捩じた鉄捩りであろう。捩り部は、凹凸ラインが右下がりのものであり、捩りの回数は残存部位では8回分が確認できる。捩り部根元には、銀製かと考えられる金属線が巻かれている。肉眼観察では金属線に刻み目は確認できない。茎の現存長は約2mmであり、断面形態は方形である。

(土屋)

#### ⑦象嵌をもつ大刀装具(第9図96～103、図版5-1)

96～101は、方頭・円頭大刀の鞘尻あるいは把頭であると考えられる。断面は楕円形で、蹴り彫り銀象嵌がみられる。象嵌は、上から鋸歯文、2段交互に積み重なった半円文(鱗状文)、横線、連続する波頭文、横線の順にほどこされる。

102、103はどのような製品であったか不明である。102には象嵌で波状文がみられ、103には楕円文がみられる。大刀の刀身部の破片である可能性が考えられる。

(土屋)

#### ⑧鉄鎌(第10図104～第12図205、図版6・7)

木箱に収められていた鉄鎌と、「紀州カマヤマ」出土とされてきた鉄鎌の3点が接合した(第11図124、131、134)。鉄鎌は細かな破片が多数みられる。X線透過撮影写真を検討しながら、鎌身部の部位を中心に図化した。鎌身部が73点みられることから、鉄鎌は少なくとも73個体以上はあったと考えられる。鎌身部の形態から、長頸段違い閑長三角形鎌(16点)、長頸腸抉長三角形鎌(7点)、長頸角閑長三角形鎌(可能性があるものを含む)(46点)、長頸角閑三角形鎌(1点)、短頸二重腸抉長三角形鎌(1点)、短頸腸抉長三角形鎌(1点)、有茎圭頭形鎌(1点)に分類できる。ここでは本誌第72号の報告後、新たに確認した個体を中心に説明する。

**長頸段違い閑長三角形鎌(第10図104～118)** 鎌身部が長三角形であり、鎌身閑は段違い閑である。108、110、113の左側の鎌身閑には腸抉がみられる。鎌身部側縁はやや内彎する。断面形態は両面から刃が研ぎ出される両丸造(105～110、114～115、117)と片面から研ぎだされる片丸造(104、111～113、116)がみられる。頸部閑が残存している個体は、すべて台形閑である。鎌身部長(鎌身部先端から段違い閑の下端まで)は、3.4～3.7cmの大型の個体(104～115)と、3.1cmの小型の個体(117)が確認できる(116右側の鎌身閑は明確ではない)。頸部長は残存している個体で7.0～7.5cmである。茎部は欠損しており、現存茎部長は0.6～1.8cmである。この形式は、近畿中枢部の古墳から多く出土しており、地域では有力首長墓から出土する傾向がある。

**長頸腸抉長三角形鎌(第10図120～125)** 鎌身部が長三角形であり、鎌身閑両側に腸抉がみられる個体である。鎌身部側縁はやや内彎し、断面形態は片面から刃が研ぎ出される片丸造(120)と表裏両面から刃が研ぎだされる両丸造(119、122～125)がみられる。長い頸部をもち、頸部閑は不明である。鎌身部長1.6～2.7cmの小型(119～124)と4.8cmの大型(125)がみられる。頸部は欠損しており、2.3～9.3cmである。茎部は残存していない。

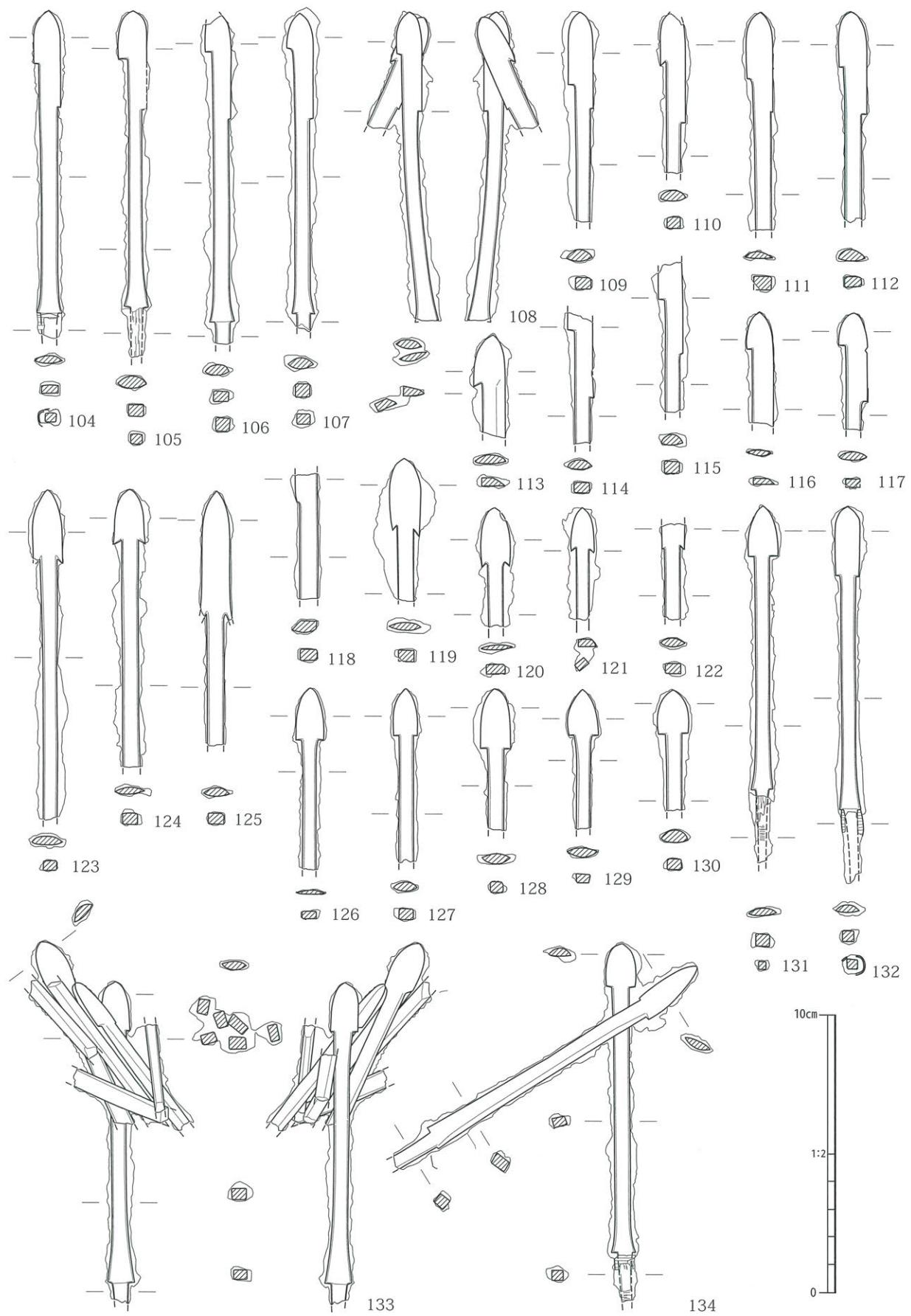
**長頸角閑長三角形鎌(第10図126～134、第11図135～166)** 鎌身部が長三角形であり、鎌身閑が角閑の個体である。出土数が最も多い。鎌身部側縁はやや内彎し、断面形態は片丸造と両丸造がみられる。鎌身部長が1.9cm以下のもの(126、127、129～131、133、134左、138、151、154、159、161、166)と2.0cm以上のもの(128、132、134右、135、146、149、152、153、155、157、158、160)に分類できる。頸部長は残存している個体で8.4～9.5cmである。茎部は欠損しており、現存茎部長は0.7～2.6cmである。

**長頸角閑三角形鎌(第11図169)** 鎌身部が三角形で、鎌身閑が角閑の個体である。鎌身部側縁はやや内彎し、断面形態は片丸造である。頸部閑は残存しない。残存鎌身部長約1.0cm、残存頸部長4.8cmである。

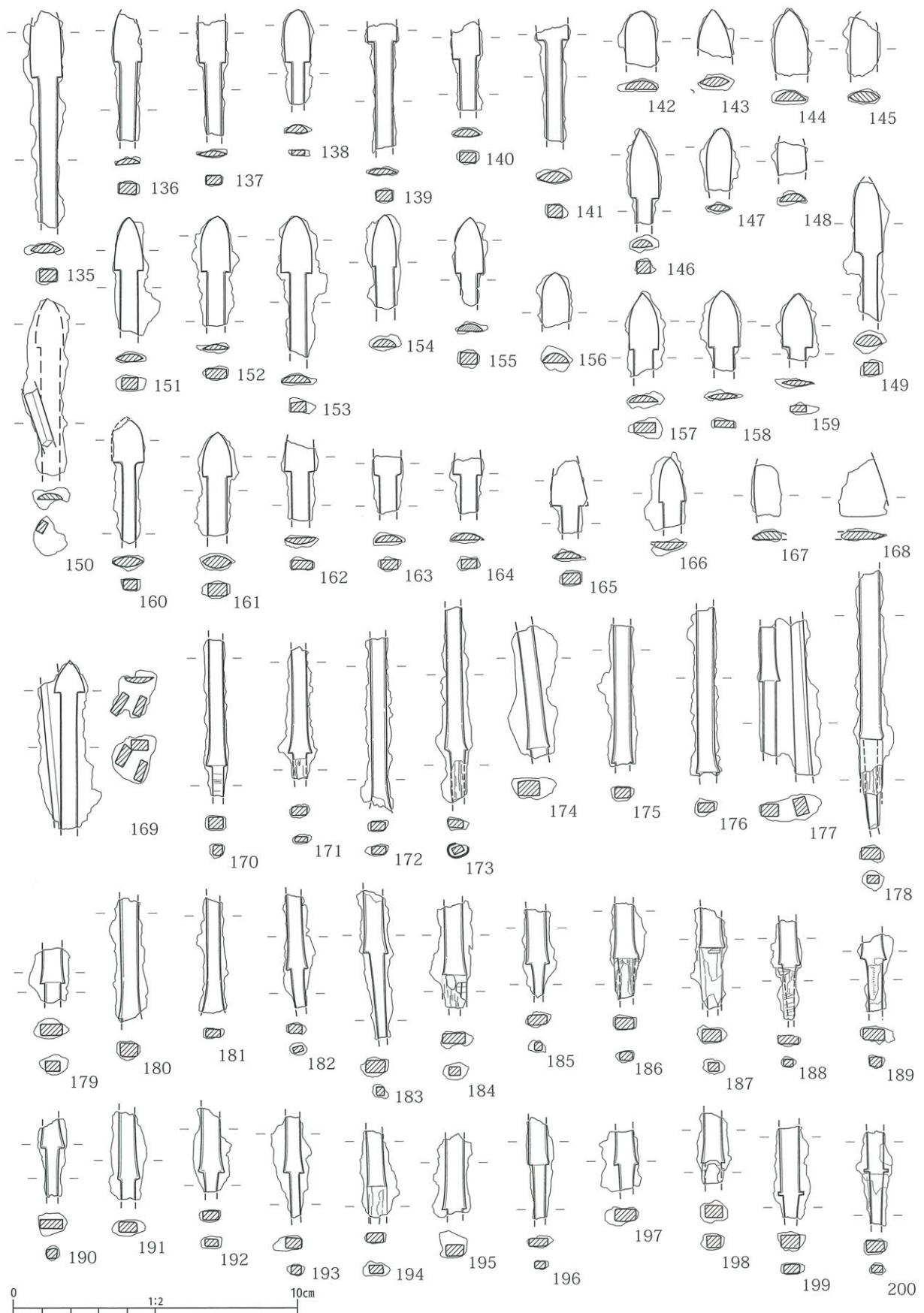
**短頸二重腸抉長三角形鎌(第12図201)** 鎌身部が長三角形であり、鎌身閑に二重腸抉がみられる個体である。

**短頸腸抉長三角形鎌(第12図202)** 鎌身部は先端がやや尖った長三角形であり、側縁がS字のカーブをなす個体である。有茎圭頭形鎌の裏面に銹着しており、副葬時に近くに置かれていたことがわかる。

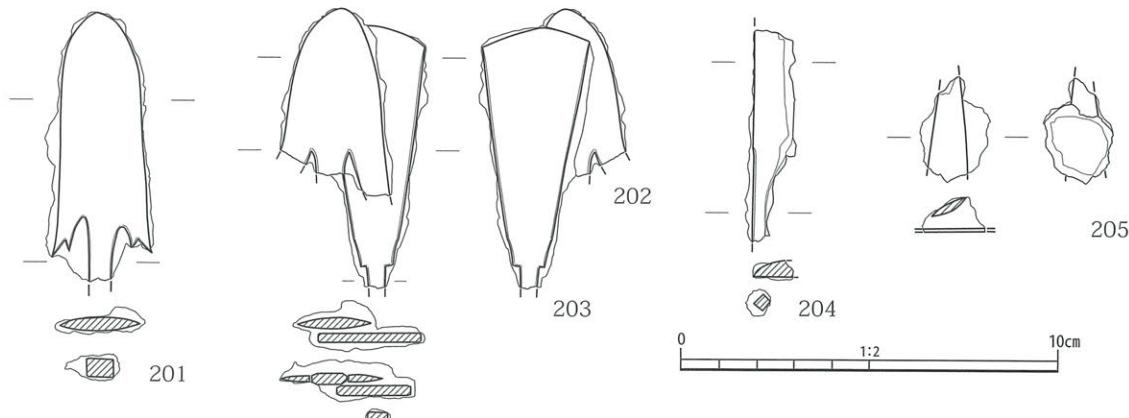
**有茎圭頭形鎌(第12図203)** 鎌身部の先端にふくらのない直線的な三角形の刃部をもち、鎌身下半部が直線的で長い。鎌身閑は角閑である。この形式の鉄鎌は北部九州に濃密な分布を示しており、近隣では香川県からも出土している。地域特有の形式であろう。なお、203以外の鉄鎌は広域で共通する形式である。



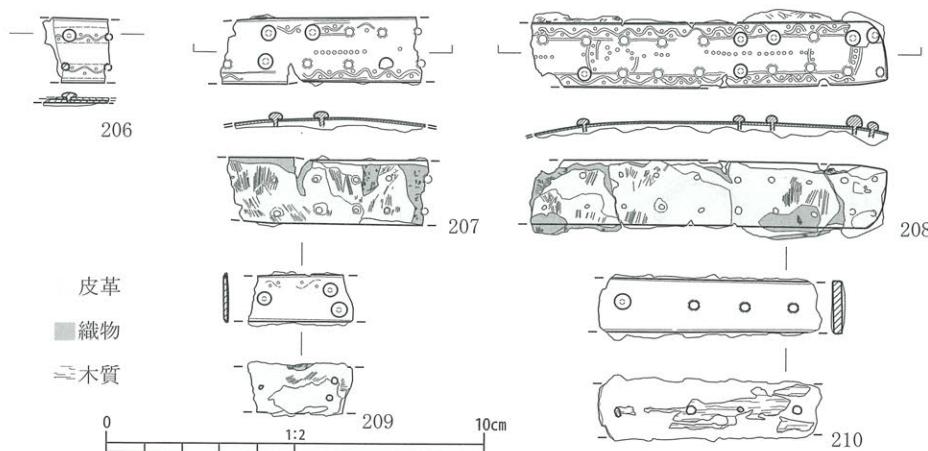
第10図 妻鳥陵墓参考地 出土品実測図(10) 鉄鎌(1)(1/2)



第11図 妻鳥陵墓参考地 出土品実測図 (11) 鉄鏃 (2) (1/2)



第12図 妻鳥陵墓参考地 出土品実測図(12) 鉄鎌(3)(1/2)



第13図 妻鳥陵墓参考地 出土品実測図(13) 平胡簾金具(1/2)

このように、大部分は頸部間に台形闊をもち、製作時期の下限はMT85型式期である。ただ、一部に棘状闊をもつもの(199～200)がみられることから、追葬などがあった可能性も考えられる。

(土屋)

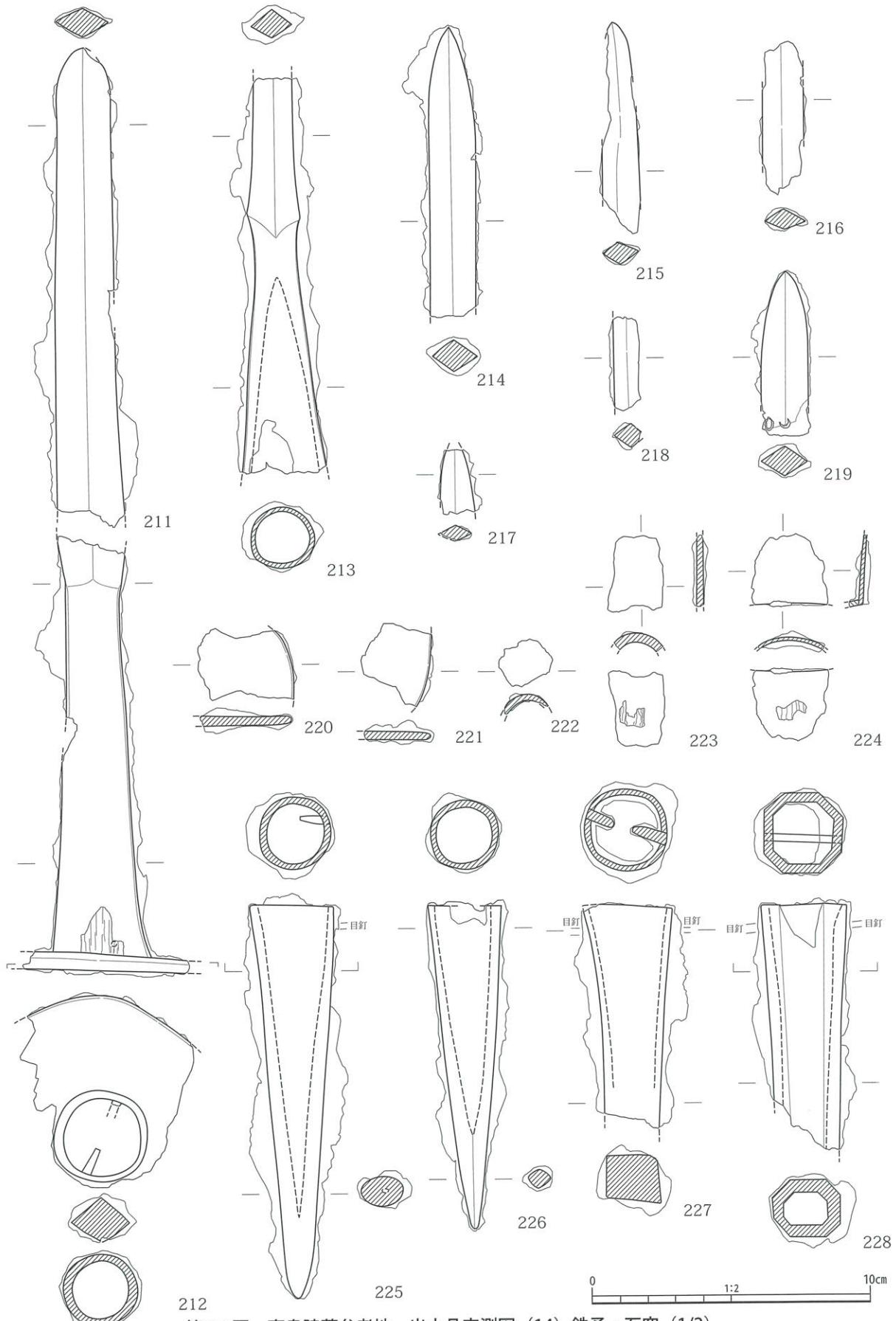
#### ⑨平胡簾金具(第13図206～210、図版5-2)

従来、西塚古墳出土品とされていたが(本誌第49号第2図9)、木箱に収められていた平胡簾金具と接合したため、当参考地出土品であることが確定した。矢入れ具を装飾する金具であり、本例は平胡簾の収納部に装着する金具であると考えられる。平胡簾金具は日本列島の古墳の約30箇所で類例があり、MT15～飛鳥I新相にかけて確認される。本例は鉄地金銅張製の金具(206～209)と鉄製の金具(210)にわけられる。前者につく鉢は鉄地銀被鉢頭径3mm、鉢頭高2mmであり、後者につく鉢は鉄製鉢頭径4mmである<sup>(4)</sup>。

鉄地金銅張製の金具(206～209)は横に長く、現存長16.4cm、縦幅1.7cmである。右端が内側に傾斜する点が特徴であり、断面形態は長軸方向に緩く彎曲している。これは収納部の形態が反映されたものであろう。鉄地銀被鉢は上下2点が対となって、5～7mm間隔で打たれている。金具表面には蹴り彫り彫金で線が描かれ、間に点打ち彫金で点が描かれている。外縁には圈線と波状列点文が、中央には左右方向に点文がほどこされる。さらに208の中央右側と左側には、弧を描いた二重圈線と複数の点文がみられる。二重圈線と点文からなる文様は、胡簾の吊手金具には一定数が確認できるが、平胡簾金具にはあまりみられない。

金具裏面には、有機質が付着している。金具、平織物、皮革、平織物の順に確認することができる。金具の裏の平織物には、「伏組繡(ふせぐみぬい)」という縁飾が確認できる<sup>(5)</sup>。皮革の表裏に縁飾付の平織物を巻いたものが金具の裏面に付着していたと考えられる。平胡簾金具にはよくみられる有機質構造である。

209の鉄地金銅張製の金具は、現存長2.7cm、縦幅1.2cmであり、鉄地銀被鉢は上下に対になった2点と1



第14図 妻鳥陵墓参考地 出土品実測図(14) 鉄矛・石突(1/2)

点がみられる。表面の外縁には蹴り彫りと点打ち彫金による波状列点文がみられる。裏面には有機質が付着しており、金具、平織物、皮革の順に確認できる。206～208とは金具幅や鉢配置が異なるため区別できる。平胡籠の金具と考えられるが、馬具の可能性もある。

鉄製の金具(210)は現存長5.9cm、縦幅1.4cmの扁平な形態である。鉄製鉢が、一定間隔に1点ずつ打たれている。裏面には木質が付着している。  
(土屋)

#### ⑩鉄鉢・石突（第14図211～228、図版8-1）

木箱に収められていた鉄鉢と「紀州カマヤマ」出土として管理されてきた鉄鉢が接合した（第14図211、213）。211～224は鉄鉢である。鉢は少なくとも5点みられることから、元々5個体以上はあったことがわかる。身部の断面形態は全て菱形で鎧をもつ鎧式であり、袋部の断面形態は円形で、明確な角がみられない円筒袋式である<sup>(6)</sup>。袋部内面には木質が残存している。身部の現存最大幅は211が2.4cm、212が2.4cm、213が1.9cm、214が1.6cm、215が1.3cm、216が1.4cm、217が1.2cm、219が1.7cmである。同じ鉢でも幅が狭いものと広いものがあることから、個体ごとに大きさに違いがあったようである。

212は身部が欠損しており、袋部が残存している。211と212の身部に接合関係は認められなかったが、身部幅が同じであることから、同一個体であると考えられる。身部の闊は明確でなく、無闊である。袋端部は切り込みを入れない直基式である。袋部の合わせ目については、明確ではない。袋部下端から上に8mmの箇所には、目釘孔がみられ、2本の鉄製目釘が残存している。袋部内部の木製柄を装着するためのものであろう。袋部の下端付近、そして袋部の内側には木質が残存している。袋部の最大幅は3.5cmである。袋部下端には円形の鐸が装着されている。いわゆる「鐸付鉄鉢」である。鐸の袋部への取り付け方は明確ではないが、鐸が袋部下端にみられること、袋部と鐸は別造りであることから、鐸を袋部に嵌め込んで取り付けられたようである。220と221は円形の鐸の破片であり、厚さからみて、212の鐸と同一個体であると考えられる。

224の下端には鐸の破片と思われる突起がみられる。212と接合関係がないことから、鐸付鉄鉢は少なくとも2個体はあったことがわかる。

213は身部上半と袋部下半が欠損している。身部の闊が明確な有闊であり、212とは異なる。袋部の現存最大幅は3.0cmである。

219は鉢から身部の破片である。鉢から5cmほど下に、径約5mmの楕円形に描かれた象嵌がみられる。蹴り彫り銀象嵌であると考えられる。身部の上側に銀象嵌がみられる鉄鉢は、現状他の古墳から確認できない。本例は鉄鉢ではなく、儀仗のようなものの可能性もある。

225～228は鉄製の石突であり、4点が確認できる。袋部の現存最大幅は、225が2.9cm、226が2.6cm、227が3.0cm、228が3.1cmである。212、213の鉄鉢の袋部幅とほぼ同じであり、石突は上記の鉄鉢にともなうものであると考えられる。袋部の合わせ目は明確ではなく、袋部内面には木質が付着している。

225～227は、袋部上側の断面形態が円形で、明確な角がみられない円筒袋式である。225は全形が残存しており、全長14.2cmである。上端部から下に6mmの辺りに2つの目釘孔がみられ、右側には鉄製目釘が残存している。袋部下側の断面形態は楕円形となる。226は袋部の大部分が残存している。袋部上端は、一部欠損しているが、本来の上端面に近いだろう。全長は約11.4cmであり、225よりもやや小さい。袋部上端から下に7mmのところに孔がみられ、明確ではないがこれが目釘孔である可能性がある。袋部の下端付近には表裏に稜線がみられ、断面形態が菱形となる。227は、袋部上側のみが残存している。袋部上端から7mmほど下に、2本の鉄製目釘がみられる。袋部の下側は中空ではなく、断面が厚さ1.7cmほどの方形を呈している。他の個体と比べて、袋の中空部分が狭かったようである。中空部分の下端は、X線透過撮影写真をみても明確ではないが、225、226のように尖らず、丸くなる可能性がある。そうであるとすれば、筒形銅器の形態に近い。

228は袋部が八角形をなす多角形袋式である。厚さが約3mmであり、他の個体と比べて約1mm分厚い。袋部上端から下に6mmのところに目釘孔が2点みられる。目釘は1本を通していったようである。

本例は鐸付鉄鉢と石突をともなう希少な事例である。鐸付鉄鉢は高句麗、新羅、百濟、加耶で確認されて

おり、とくに新羅で多くみられる。日本列島では 10 点が確認されている<sup>(7)</sup>。日本列島の類例の多くは 6 世紀後葉以降のものであり、これらの鐸付鉄鉢は新羅で鐸付鉄鉢が副葬されない時期にあたること、そして鐸の取り付け方に違いがみられることから、新羅の鉄鉢が日本列島内で変化したものと推定されている<sup>(8)</sup>。本例は新羅系武器として捉えられるだろう。また、両氏の研究成果をふまえると、鐸付鉄鉢は、時期が新しくなるほど鐸が下に付くようであり、袋部下端に鐸が付く本例は最も新しい時期のものであるといえるだろう。類例として、奈良県岡峯古墳例、和歌山県一本松古墳(箕島 1 号墳)例、栃木県星の宮神社古墳例が挙げられる。

(土屋)

### (5) 馬具

#### ① 楕円形鏡板付轡 (第 15 図 229 ~ 238、図版 9 - 1)

**衡・引手**(229) 「紀州カマヤマ」出土として管理されてきたが、形態的特徴から当参考地出土品と判断した。鉄製の衡と引手の破片である。衡は二連式で、衡身を捩じらない無捩り技法によるものである<sup>(9)</sup>。右衡の現存長は 9.5cm である。右衡内環は楕円形で現存長 2.8cm、左衡内環は円形で直径 2.3cm であり、形態に違いがある。右衡は外環と内環が同じ方向を向いている。右衡外環は円形で直径 2.3cm である。左衡は外環が欠損しているため、向きや大きさは不明である。鋳が酷く、環部の鍛接方法の確認は難しい。右衡外環の左側には衡留金具の上半部が鋳着している。衡留金具は鉄製で円頭形を呈しており、最大横幅約 1.1cm である。

引手は 1 條線で、衡と直接連結する。捩りは確認できない。右側の内環が残存しており、他は欠損している。衡の上で横向きに鋳着している鉄棒は、おそらく欠損した引手であろう。引手内環は円形で、直径約 2.4cm である。

**鏡板**(230 ~ 238) 鉄地金銅張製の十字文楕円形鏡板の破片である。残存部位からみて、対となる 2 点があつたことがわかる。金銅板を被せた厚さ約 2 mm の鉄製縁金を、厚さ約 2 mm の鉄製地板の上にのせ、表面から鉄頭径約 4 mm、鉄頭高約 2 mm の鉄地銀被半球形鉄を密に打って接合されている(金銅板一枚被せ)。鏡板中央には、縦幅約 1.5cm の楕円形衡孔がみられる。232 裏面の衡孔下側には衡留金具の一部が確認でき、衡留金具は鏡板裏面で縦方向に付けられていたことがわかる。十字文の横軸は幅広で鉄が打たれるのに対し、縦軸は幅狭で鉄が明確ではないようである。十字文は、衡孔付近で楕円形を描いている。地板裏面には、金具、皮革、平織物の順に有機質の痕跡が確認できる。鋳化により、鉄のかしめ痕は明確ではない。

234 ~ 238 は縁金と十字文の破片であろう。234 は縁金左側と十字文の横軸が交わる箇所、235、236 は十字文の衡孔付近(これらは接合する可能性がある)、237 は十字文の横軸、238 は縁金下側であろう<sup>(10)</sup>。

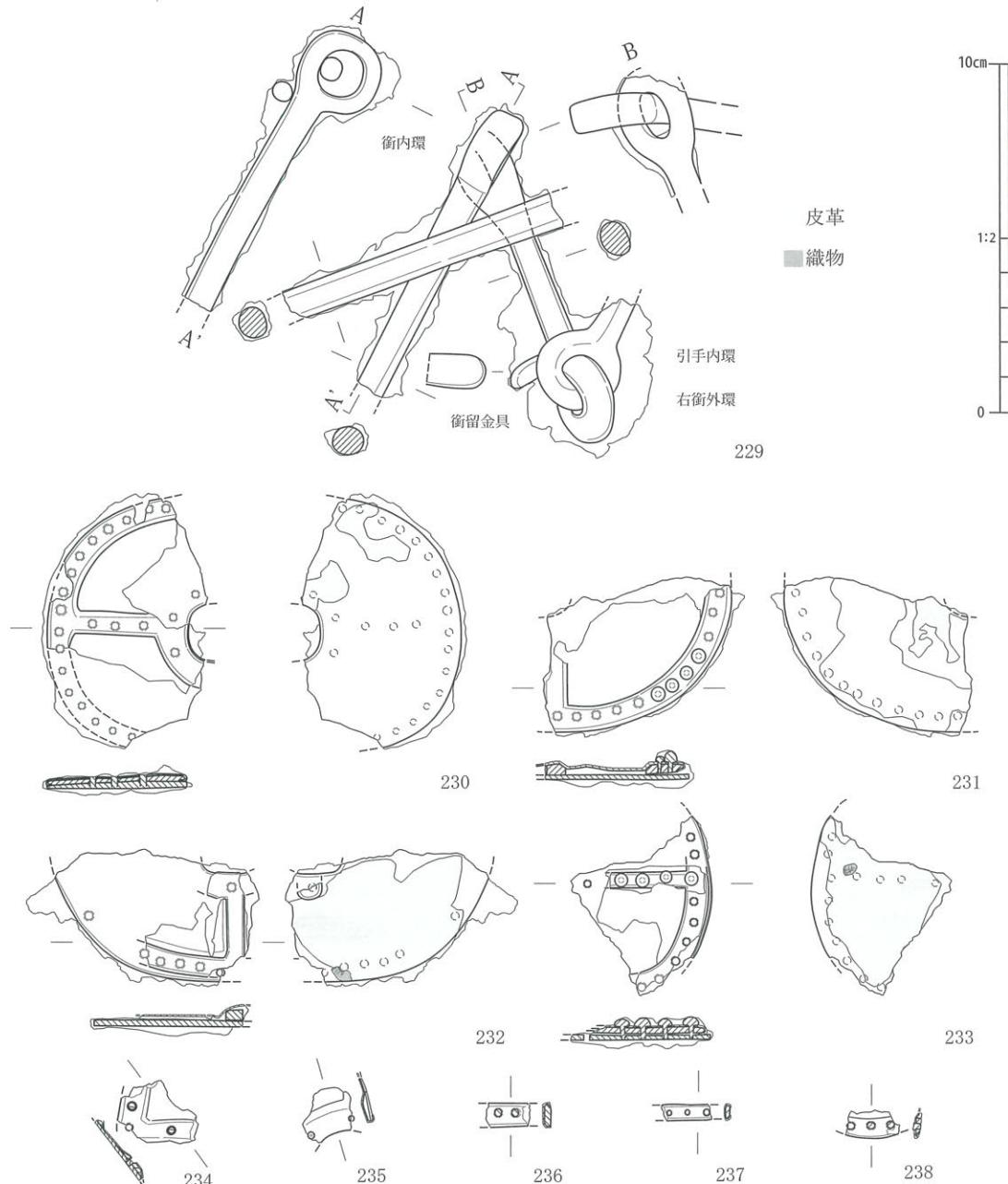
鏡板は、金銅板一枚被せであることから内山敏行編年の後期 1 段階新相に位置づけられると考えられ<sup>(11)</sup>、福岡県桂川王塚古墳例、愛知県豊田大塚古墳例と類似している。

(土屋)

#### ② 雲珠・辻金具・飾金具 (第 16 図 239 ~ 256、図版 10 - 1)

**無脚雲珠**(239) 鉄地金銅張製の無脚雲珠であり、「単数隆起無紋偏平鉢無脚系」に相当する<sup>(12)</sup>。大きさは、現存径 11.0cm、高さ 1.8cm であり、宮代榮一分類の中型であろう。低く扁平な鉢部をもち、鉢部の頂部から腹部にかけて 1.2 ~ 1.5cm 間隔で右斜め下方向の稜線がみられ、帯状の文様が描かれている。稜線は鉄製地板を裏面から打ち出すことで生じており、その上から金銅板が被せられている。鉢部外側の縁部には、約 1.5cm の幅で平坦面がみられ、鉄頭径 5 ~ 6 mm、鉄頭高 3 ~ 4 mm の鉄が約 7 mm の間隔で密に打たれている。X 線透過撮影写真を確認したところ、これらの鉄は花形鉄であることが判明した。おそらく鉄地銀被であろう。裏面の大部分には皮革が付着しているが、個々の繋の痕跡までは確認できない。本例は宮代編年Ⅲ期の島根県上島古墳例に類似している。なお、花形鉄は大加賀地域の馬具にもみられる特徴であると指摘されている<sup>(13)</sup>。

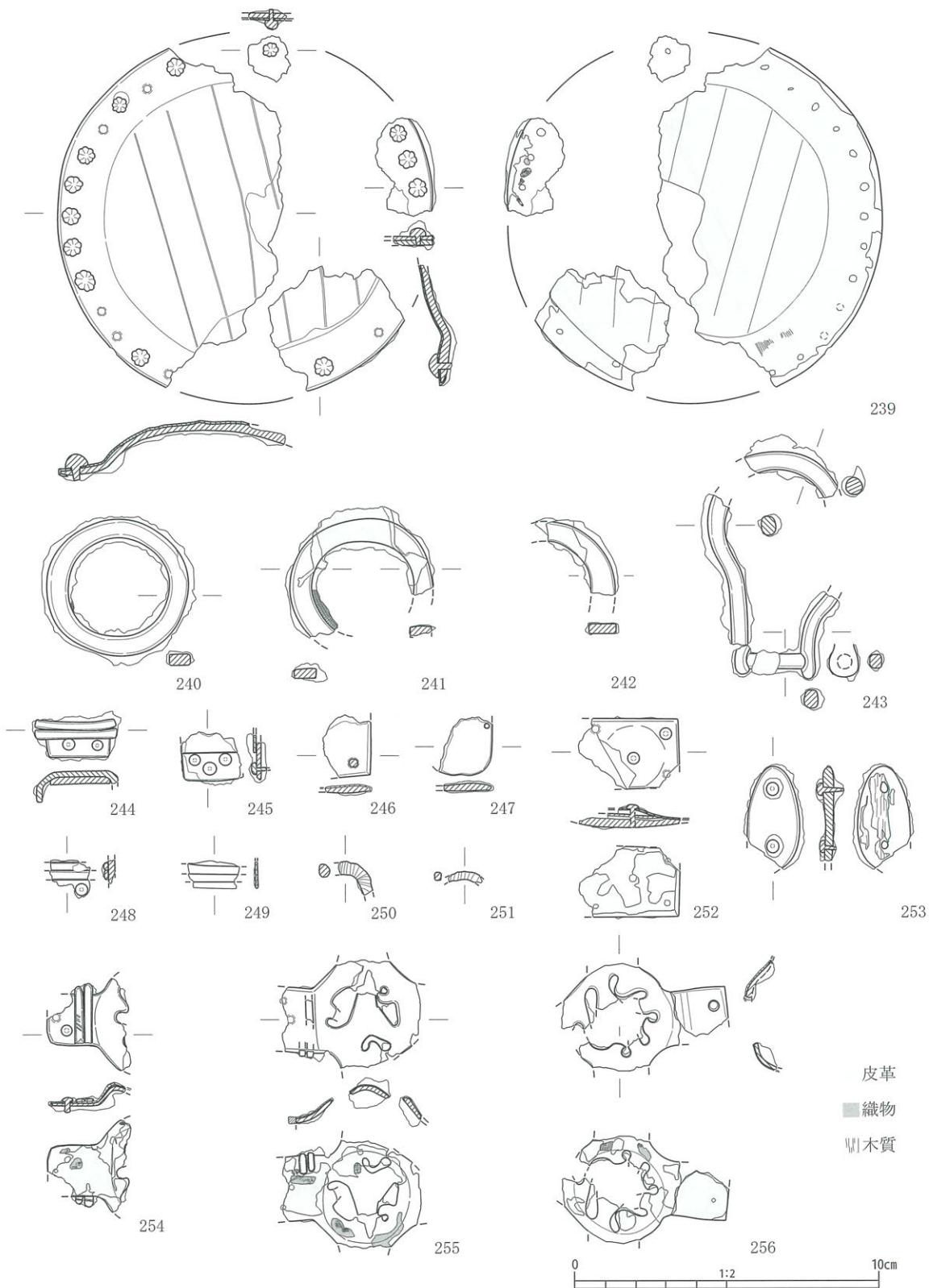
**環状辻金具**(240 ~ 242) 従来、「紀州カマヤマ」出土として管理されてきたが、1 点が木箱に収められていた金属製品と接合したため、当参考地出土品であることが確定した。鉄製の環であり、少なくとも 2 点は確認できる。241 と 242 に接合関係はみられない。完存する 240 の環の直径は 4.6cm、断面は長方形であり、



第15図 妻鳥陵墓参考地 出土品実測図(15)馬具(1)(1/2)

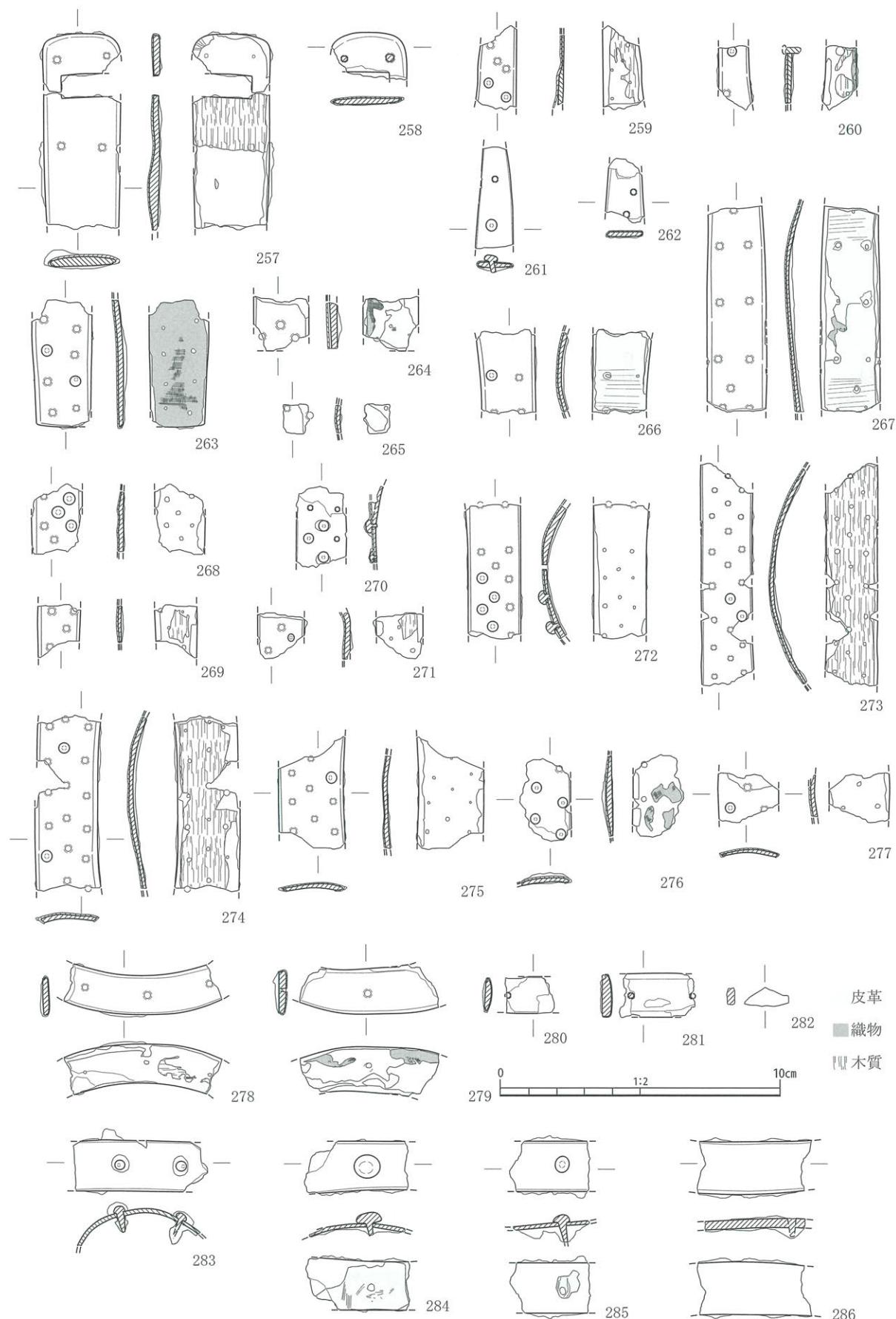
幅6mm、厚さ約3mmである。240の左側には平織物がわずかに付着している。また、241の上側と右側には皮革が多く付着しており、左側の内側面には繫や盛矢具にみられる縁飾のような刺繡が付着している。これは片山健太郎が指摘する縁飾付繫あるいは縁飾付織物巻繫<sup>(14)</sup>に付けられていたものである可能性がある。皮革の痕跡からみて、環状辻金具には3、4本の繫が付いていたものと考えられる。出土状況が不明であるため、組み合う脚部は不明であるが、後述する244～251がその候補となるだろう。

**鉢状辻金具(254～256)** 鉄地金銅張製の鉢状辻金具が3点確認できる。欠損部分が多く、完形のものはない。鉢部は扁平であり、稜線はみられない。鉢部の頂部には透かし文様がみられる。おそらく波頭文のような文様が表現されていたと考えられる。脚部は方形脚であり、鉢は鉢孔の配置からみて、3点が打たれていたと推定される。鉢は鉄地銀被の半球形で、鉢頭径3mm、鉢頭高約2mmである。また、脚部には鉄地銀被の責金具が2本みられる。鋸で明確ではないが、表面には斜め方向の刻目がみられ、幅は約3mmであ

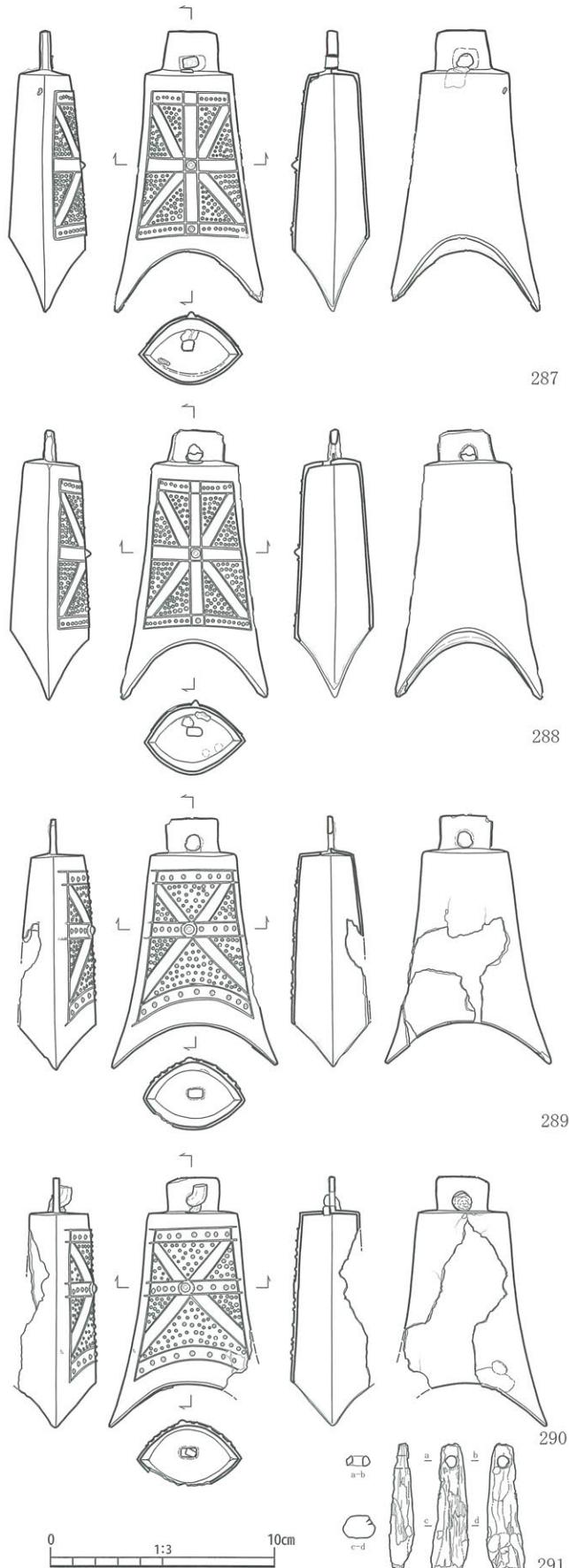


第16図 妻鳥陵墓参考地 出土品実測図(16)馬具(2)(1/2)

る。鉄製地板の裏面には、平織物、皮革、平織物の順に有機質が付着している。織物に巻かれた皮革製の繫（片山分類の織物巻繫）があったものと考えられる。残存部位から計測すると、鉢部径は3.3～3.4cm、脚部長1.5～1.8cmであり、全長6.3～7.0cmであったと推測できる。透かし文様がみられる辻金具の類例として、



第17図 妻鳥陵墓参考地 出土品実測図(17)馬具(3)(1/2)

第18図 妻鳥陵墓参考地 出土品実測図(18)  
馬具(4)(1/3)

伝・宮崎県百塚原古墳群出土の金銅透彫辻金具(五島美術館所蔵)が挙げられる<sup>(15)</sup>。

**脚部・責金具の破片(244～251)** 244～251は脚部の破片であり、脚部は鉄地金銅張製、責金具は鉄地銀被製、鉢は鉄地銀被であったと考えられる。244は2鉢の方形脚であり、2本の責金具がみられる。脚部左右幅は2.0cm、責金具の横幅は2.6cmである。鉢は半球状で鉢頭径4mmである。245は3鉢の方形脚であり、現存左右幅1.9cm、鉢頭径3～4mmである。上側に板状の破片が付いているが、錆化のため、元々の構造であるのか、別の破片が錆着しているのか、確定できない。246は方形脚の破片であり、鉢孔が1つ確認できる。現存左右幅1.5cmである。247は半円形脚部であり、少なくとも1点の鉢孔がみられる。244～246とは脚部形態が異なっていることから、別の雲珠・辻金具にともなうものであった可能性が考えられる。

248は責金具と脚部の一部である。鉢状辻金具の責金具と同じ特徴を有する。249は錆化のため観察が難しいが、責金具あるいは鉢部の凹線装飾の可能性がある。250、251は彎曲する責金具であり、錆化しているが、元々は鉄地銀被であったと考えられる。刻目が明確に確認できる。248とは異なる雲珠・辻金具に装着されたものと推定される。

**鉸具(243)** 鉄製鉸具が1点みられる。下半分は「紀州カマヤマ」出土として管理されてきたもので、上半分は木箱に収められていた金属製品である。これらに接合関係はないが、同一個体であると考えられる。輪金の残存長は6.0cm、残存幅は4.2cmである。輪金は厚さ5mmの断面楕円形の鉄棒を曲げて作られており、輪金の下側には別造りの軸棒が接合される。軸棒が接合された際に、輪金の下端が薄く円形に変形したようである。刺金は確認できない。軸棒には皮革が付着しており、この鉸具は繋に取り付けられたものであったと考えられる。

**飾金具(252～253)** 繋の中間部分に留められた金具であると考えられる。鉄地金銅張製であり、左側は欠損しているが、長方形を呈していたと推定される。中央に半球状の突起がみられ、金具隅と突起の上に鉄地銀被の鉢が打たれる。鉢頭径4

mm、鉄頭高2 mmである。裏面には皮革が付着している。これは、片山による分類の繫飾金具方形B類と類似している<sup>(16)</sup>。253は鉄製の金具であり、上下に2点の鉄製半球形鉄が確認できる。最大幅1.7cmであり、裏面には木質が付着している。片山分類杏仁形b類に形態は類似している。繫や鞍に付ける飾金具である可能性が考えられる。

(土屋)

### ③鎧 (第17図257~286、図版11-1)

従来、西塚古墳出土とされてきたが、木箱に収められた金属製品と多数が接合したことから、当参考地出土品であることが確定した(第17図257、273、274、276、278)。木芯鉄地金銅張杓子形壺鎧であると考えられる。対となる2個体分の鎧の表裏に付いていた金具が混在した状態であろう。

257~282は鉄地金銅張製であり、鉄は鉄地銀被である。鉄は半球状で、鉄頭径3~4 mm、鉄頭高2 mmである。257~258は柄部に付ける金具であり、2点が確認できる。上端は隅丸方形であり、下には長方形の懸垂孔がみられる。懸垂孔の上と下にはそれぞれ2点の鉄孔がみられる。257は鉄が少ないとから、柄部の裏面に付けた金具であると考えられる。柄部幅は2.7cmであり、裏面には長軸方向に木目が通る木質が付着する。木質中央に明確な外郭線は確認できないことから、木芯輪鎧でみられるような木材をたも状に折り曲げ柄部で合わせる構造であったかは確定できない。

259~262は柄部の側面に付けた金具であると考えられる。金具幅は0.8~1.4cmであり、下のほうに向かって幅広くなっていく。後述する輪部に付ける金具と比べて幅が狭いことから、鎧は柄部と輪部で厚さが異なっていたと考えられる。鉄配置にまとまりではなく、複数が打たれたようである。

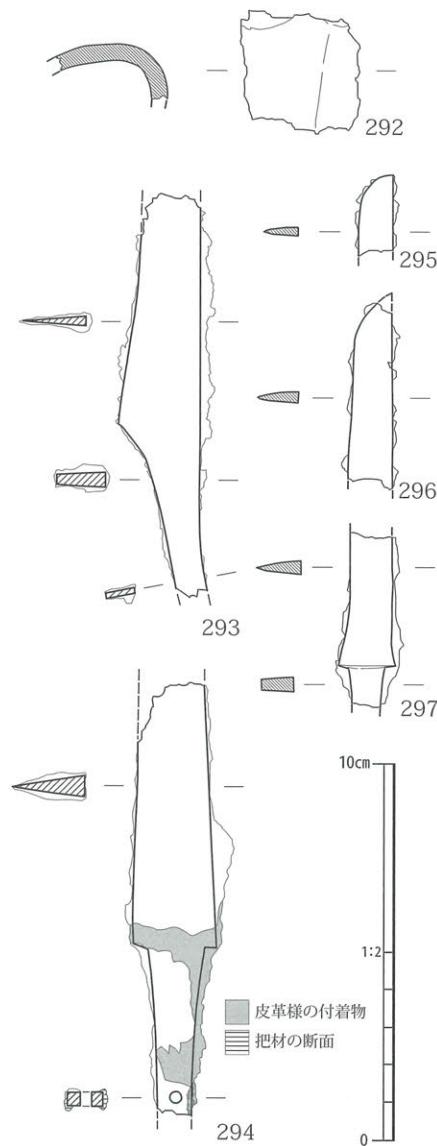
263~282は類似した形態であるが、金具幅と鉄配置で3つに分類できる。

263~267は鳩胸に付けた金具であると考えられる。金具幅1.9~2.1cmであり、鉄は2点の単位を基本とするが、不定間隔で1点が打たれる箇所がある。これらは長軸方向に緩やかに彎曲するが、263、264のように外彎するもの、267のように上側だけが内彎するものがあり、彎曲具合は一定ではない。263、264は下端部が残存しており、鳩胸下端の金具であると考えられる。また、263、264の裏面には金具、皮革、平織物の順に付着し、266、267の裏面には皮革が付着している。これらの有機質は、壺部の材質に由来するものであろう。

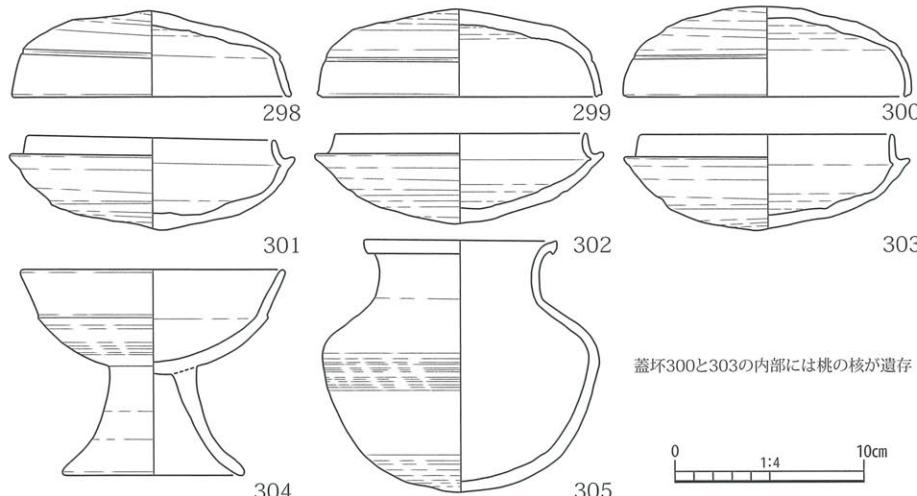
268~273は金具幅1.5~1.8cmであり、輪部側面に付けた金具であろう。鉄は密に打たれ、鉄配置が2・1・2の単位となる。272、273のように、長軸方向に強く彎曲する点が特徴である。裏面には、長軸方向に木目が通る木質が付着している。

274~277は金具幅2.1~2.3cmである。鉄は密に打たれ、2・1・2の単位となる。長軸方向、そして短軸方向にも緩やかに彎曲している点が特徴である。鎧は輪部から踏込部にかけて厚くなることが多いことから、金具幅が広いこれらは輪部側面の踏込み部に近い金具であろうか。274の裏面には長軸方向に木目が通る木質、276の裏面には平織物が付着している。

278~281は外形が円を描き、彎曲しない。金具幅は1.4~1.6cmである。2.0cmほどの間隔をあけて1点ずつの鉄孔が確認できる。形態的特徴と鉄配置からみて、輪部の裏面に装着された金具であろ



第19図 妻鳥陵墓参考地  
出土品実測図 (19) 斧・刀子 (1/2)



第20図 妻鳥陵墓参考地 出土品実測図(20) 須恵器(1/4)

蓋環300と303の内部には桃の核が遺存

う。裏面には木質が付着しており、279には部分的に平織物の痕跡も確認できる。

283～286は鉄製の金具である。金具幅はどれも1.8cmであり、283は長軸方向に強く彎曲するのに対して、284の彎曲は緩やかであり、285、286はほとんど彎曲しない。また、これらには鉄製半球状鉢が打たれるが、283

は鉢頭径4mm、鉢頭高2mm、284は鉢頭径9mm、鉢頭高4mm、285は鉢頭径6mm、鉢頭高2mmであり、大きさに違いがみられる。これらは部位の違いを反映したものであろう。283の裏面には木質、284と285の裏面には皮革が付着している。これらの鉢は彎曲面の外側から打たれていることから、踏み込み部の内側面に付けられた金具ではないが、裏面に木質が付着することから鐙と関連する金具であると考えられる。

本例と形態が類似すると考えられるものとして、奈良県芝塚2号墳例が挙げられる<sup>(17)</sup>。鉄地金銅張製の鐙は日本列島では希少な事例であろう。なお、本例は本誌第68号p.26第9図21に当たる可能性がある。

(土屋)

#### ④馬鐙 (第18図287～291)

4点が出土しており、全て銅製である。形態的特徴や装飾文様から、2点ずつの2群(287、288と289、290)にわけられる。鹿角製の舌が1点出土しており、どれかの馬鐙に付いていたものと考えられる。詳細は本誌第68号で述べたとおりである。

(土屋)

#### (6) 農工具 (第19図292～297、図版12-1)

**斧・刀子** 292の斧、295～297の刀子については、本誌第72号において報告済みである。294で、同第72号での報告対象である金属製品の破片と接合関係があり、当参考地出土品と確定できるものである。293も同様に考えてよいと思われる。

293、294は刀子である。293は、切先と茎尻を欠いている。残存長10.8cm、関付近の幅2.2cmを測る。刀身部は切先に向かって細身となり、断面は長三角形である。片闊で形状はナデ関である。茎は背側に緩やかに湾曲しており、茎尻に向かって幅と厚みを減じている。断面は刀身部寄りで長方形に近い台形で、茎尻付近で長方形となる。装具の痕跡は残っていない。294は、切先と茎尻を欠いている。残存長11.4cm、関付近の幅2.25cmを測る。刀身部は切先に向かってやや細身となり、断面は長三角形である。両闊で形状は刃側が直線的なナデ関で、背側が直角関である。茎は直線的に伸び、茎尻に向かって幅を減じている。断面は長方形である。把材の木質がみられるほか、関部から茎にかけて皮膜の痕跡のようなものがみられる。茎尻付近の残存部先端付近に直径3mmの目釘孔がある。

(清喜)

#### (7) 土器 (第20図298～305)

**須恵器** 8点が出土している。298～300は杯蓋、301～303は杯身、304は焼成がやや不良の高杯、305は壺である。それぞれMT85型式として捉えられる。

(土屋)

### 3.まとめ

当参考地出土品にかんする一連の整理作業によって、その器種構成や点数等についてかなり明らかになつ

た(第2表)。その主なものは、武器、武具、馬具が中心となっている。当初の受け入れ時(明治27年(1894))の関係文書の中に記載が確認されるものの、詳細が不明であった部分がかなり埋まってきたといえよう(本誌第68号p.29第1表)。もとより接合関係が確認できた点数には限りがあるが、器種としては比較的多くのもので確認ができたことで、一括性を補強していると考えられる。なお保留せざるを得ない部分(西塚古墳出土遺物から除外すべきもの等)は残るもの、これまで他の出土品と混在、あるいは経緯が不明となっていた、当参考地主体部から出土した副葬品一括の全体像について、再びその輪郭を描くことができたことは一定の前進であったと考えている。西塚古墳出土品の来歴調査でも指摘したが、当初一括で受け入れが行われたはずの資料が途中で混乱したもっとも大きな原因は、大正12年(1923)の関東大震災であったと考えられる。結果的には、本誌第72号でいったん報告を行った、木箱に収められた金属製品等の細片(大正15年(1926)に受け入れ)が、当参考地の出土品であると判明したことと、それらが少なからず「生き別れ」になっていた資料と接合することで、再び結びつけてくれた。経緯は不明ながら、当参考地出土品の最初の受け入れから漏れて妻鳥村で保管されていたことで、震災を免れたことが大きかったといえる。

また、当参考地の出土品の中には、新羅製の母子大刀、新羅系の鐔付鉄鉾・雲母、百濟・加耶系の広帯二山式冠など、朝鮮半島南部地域の影響を強く受けた遺物が複数含まれており、当時の宇摩平野の有力集団が朝鮮半島南部地域との交流において重要な役割を果たしていた可能性があることを確認することができた。古墳時代後期における北四国の資料の一例として、今後の研究に寄与するところがあれば幸いである。

(土屋隆史・清喜裕二)

#### 註

- (1) 清喜裕二「福井県西塚古墳出土遺物の来歴調査について」『書陵部紀要』第63号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2012年。
- (2) 清水和明「挂甲」『斑鳩 藤ノ木古墳 第一次調査報告書』、斑鳩町・斑鳩町教育委員会、1990年。
- (3) 部分名称や分類名称は、深谷淳「金銀装倭系大刀の変遷」『日本考古学』第26号、日本考古学協会、2008年、に基づく。
- (4) 鉄は錆化が激しく、鉄製のものとの区別が難しい。「鉄地銀被」や「鉄製」は、肉眼観察による所見であり、理化学的分析の結果に基づくものではない。以下の馬具の記述においても同様である。
- (5) 伏組織の説明や類例は、土屋隆史『古墳時代の日朝交流と金工品』雄山閣、2018年、に基づく。
- (6) 部位名称や分類は高田貴太「古墳副葬鉄鉾の性格」『考古学研究』第45卷第1号、考古学研究会、1998年、に基づく。
- (7) 齊藤大輔「古代東アジアにおける特殊鉄鉾の系譜」『古代武器研究』vol.11、古代武器研究会、2015年。
- (8) 寺井誠『渡来文化の故地についての基礎的研究－新羅・加耶的要素を中心として－』(平成28～30年度日本学術振興会科学研究費補助金研究成果報告書)、2019年。
- (9) 彫の部位名称や分類については、諫早直人『東北アジアにおける騎馬文化の考古学的研究』雄山閣、2012年にに基づく。  
なお、馬具の報告にあたり、諫早直人氏より多くのご教示を賜りました。記して謝意を示します。
- (10) 本誌72号でこれら破片から十字文心葉形鏡板に復元できる可能性を指摘したが、その後の検討により、やはり十字文梢円形鏡板の可能性が高いと考えるに至った。
- (11) 内山敏行「馬具」『古墳時代の考古学4 副葬品の型式と編年』同成社、2013年。
- (12) 各部名称や分類については、宮代栄一「古墳時代雲珠・辻金具の分類と編年」『日本古代文化研究』第3号、PHALANX－古墳文化研究会－、1986年と宮代栄一1998「「無脚雲珠」の型式学的研究－その用途をめぐって－」『土曜考古』第22号土曜考古学研究会に基づく。
- (13) 講早直人『東北アジアにおける騎馬文化の考古学的研究』雄山閣、2012年。
- (14) 片山健太郎「古墳時代馬具における繋の基礎的研究」『史林』99卷6号、史学研究会、2016年。
- (15) 千賀久・村上恭通編『考古資料大観』第7巻 弥生・古墳時代 鉄・金銅製品、小学館、2003年。
- (16) 片山健太郎「古墳時代馬具における繋の変化とその背景」『考古学研究』第64卷第3号、考古学研究会、2017年。
- (17) 註(15)と同じ。